

I 策定の趣旨

- 【策定の趣旨】 少子化の中でも、県内公立中学校等の生徒が将来にわたりスポーツ・文化芸術活動に継続して親しむことができる機会を確保・充実
生徒のスポーツ・文化芸術活動環境を整備し、学校部活動の地域展開等の更なる推進
- 【位置づけ】 国の「部活動改革及び地域クラブ活動の推進等に関する総合的なガイドライン」を参酌し、県内公立中学校等を対象とした平日・休日における学校部活動の地域展開等を進めるための計画
- 【プランの期間】 令和8(2026)年度から令和13(2031)年度までの6か年を計画期間

II プランの基本的な考え方

- 急激な少子化が進む中においても、生涯にわたって生徒が継続的にスポーツ・文化芸術活動に親しむ機会を確保・充実していくことが主たる目的
- 地理的要因や障害の有無等に関わらず、生徒が希望する活動を主体的に選択できる環境の整備
- 現状の学校部活動の課題や地域の状況を踏まえ、地域全体で活動を支えることが、生徒にとって望ましい環境づくりに必要であるという認識を幅広い関係者において共有
- 学校教育の質の向上にも資する学校における働き方改革の推進を図ることや、適切な資質・能力を備えた指導者による良質な指導等を実現すること、地域クラブ活動指導者等が継続的に活動ができる持続可能な体制を構築する観点を持つことも考慮

III プラン策定の背景

1. 国の動向
2. 本県の中学校部活動を取り巻く現状
3. とちぎ部活動移行プランの活動目標達成状況（R5～R7）

IV 地域クラブ活動の在り方

- 地域クラブ活動においては、学校部活動が担ってきた教育的意義を継承・発展させつつ、新たな価値を創出することが重要

V プランの目標

【基本目標】 生徒が主体的・継続的に多様なスポーツ・文化芸術活動に親しむことができる環境づくりに取り組みます。

【活動目標① 休日】 令和11(2029)年度末までに、県内公立中学校等の休日の部活動を全て地域展開することを目指します。

【活動目標② 平日】 令和13(2031)年度末までに、平日の活動の取組方針を定めるとともに、地域の実情に応じた部活動の地域展開等の取組を実施します。

VI 学校部活動から地域クラブ活動への地域展開等の全体像

- 市町等においては、幅広い関係者の理解と協力の下、平日・休日を通した活動を包括的に企画・調整し、地域の実情等に応じた改革方針を決定の上、地域クラブ活動の認定等を行い、着実に改革を進めていくことが重要
- 地域の実情に応じて、学校部活動と地域クラブ活動を当面併存させながら、生徒の活動機会を保障

Ⅶ 地域展開に向けた推進体制の整備及び国・県・市町・運営団体・実施主体・学校の役割

1. 県、市町における推進体制の整備
2. 国・県・市町・地域クラブ活動の運営団体・実施主体・学校の役割
3. 地域クラブ活動の運営団体・実施主体による生徒が所属する中学校等との連携
4. 関係団体等・大学・民間企業との連携

【県】広域自治体としてのリーダーシップ 【市町等】改革の責任主体

Ⅷ 地域クラブ活動に関する認定制度

○ 競技力向上を主目的としたチームやスクール等との区別や質の担保等の観点から、国、県が示す要件及び認定手続等に基づき、市町等において認定を行う仕組みを構築

【呼称】「認定地域クラブ活動」 【想定される認定の効果】公的支援（財政支援、学校施設等の優先利用等）、大会・コンクールへの円滑な参加等

【主な要件】活動の目的・理念 / 活動時間（平日は1日2h程度以内、休日は1日3h程度以内） / 休養日（週2日以上、休日のみ活動の場合は、原則、土日どちらか） / 低廉な参加費等 / 指導体制（不適切行為の防止徹底、指導者研修・指導者登録制度等） / 安全確保 / 運営体制 / 学校等との連携

Ⅸ 学校部活動の地域展開に係る本県の課題と取組

1. 運営団体・実施主体の体制整備等

- ・関係団体等の参画支援と広域的な連携体制の構築支援
- ・運営に関するサポート体制整備、運営人材の確保・育成

2. 指導者等の質の保障・量の確保

- ・人材バンクの運用等による人材発掘・マッチング・配置
- ・研修会の開催等による適切な資質・能力の保障、人材育成

3. 活動場所の確保

- ・学校施設等の有効活用、公共施設等の活用促進
- ・活動場所の管理運営の効率化

4. 活動場所への移動手段の確保

- ・地域公共交通及び多様な分野との連携
- ・事例等を情報提供し、移動手段確保に向けた取組を支援

5. 大会やコンクールの在り方

- ・地域クラブ活動参加者の大会参加が更に促進されるよう、大会主催者等と連携
- ・持続可能で効率的な大会運営の在り方の検討を働きかけ

6. 生徒・保護者等の関係者の理解促進及び参画促進

- ・HPやSNS、各種広報媒体を通じた効果的な周知・広報等による生徒・保護者等関係者の理解を促進
- ・活動・運営への生徒の積極的な参画を促進

7. 生徒の安全・安心の確保のための体制整備

- ・事故や暴力・暴言・ハラスメント等の不適切行為の防止
- ・地域クラブ活動に関する認定制度及び指導者の登録制度構築に向けた助言及び効果的に運用される仕組みづくり

8. 障害のある生徒の活動機会の確保

- ・多様な地域の関係者の参画促進
- ・公認パラスポーツ指導資格等の取得促進や指導の実践のための仕組みづくり

9. 費用負担の在り方

- ・費用負担の在り方に関する学校・家庭・地域・運営団体等への理解促進
- ・経済的に困窮する世帯の生徒への支援

10. 関連諸制度等への対応

（１）教員等の兼職兼業

- ・希望する教員等の兼職兼業の円滑化
（中学校の教員だけでなく、小学校の教員、高等学校・特別支援学校の教員等を含む）

（２）高等学校等入学者選抜における部活動・地域クラブ活動の取扱い

- ・入学者選抜において、引き続き、学校部活動と地域クラブ活動で、高等学校等入学者選抜における取扱いに差異が生じることがないように十分留意

とちぎ部活動地域展開プラン

～ こどもたちのスポーツ・文化芸術活動の確保・充実に向けて ～



令和 8 (2026) 年 3 月

栃木県教育委員会

目次 ～CONTENTS～

	頁
I プラン策定の趣旨	1
II プランの基本的な考え方	3
III プランの策定の背景	5
1. 国の動向	5
2. 本県の中学校部活動を取り巻く現状	6
3. とちぎ部活動移行プランの活動目標達成状況（R5～R7）	9
IV 地域クラブ活動の在り方	11
V プランの目標	12
VI 学校部活動から地域クラブ活動への地域展開等の全体像	14
VII 地域展開に向けた推進体制の整備及び国・県・市町・運営団体・ 実施主体・学校の役割	16
1. 県、市町における推進体制の整備	16
2. 国・県・市町・地域クラブ活動の運営団体・実施主体・学校の役割	18
3. 地域クラブ活動の運営団体・実施主体による生徒が所属する中学校 等との連携	21
4. 関係団体等・大学・民間企業との連携	21
VIII 地域クラブ活動に関する認定制度	22
IX 学校部活動の地域展開に係る本県の課題と取組	26
1. 地域クラブ活動を担う運営団体・実施主体の体制整備等	26
2. 指導者等の質の保障・量の確保	27
3. 活動場所の確保	30
4. 活動場所への移動手段の確保	31
5. 大会やコンクールの在り方	32
6. 生徒・保護者等の関係者の理解促進及び参画促進	33
7. 生徒の安全・安心の確保のための体制整備	35
8. 障害のある生徒の活動機会の確保	37
9. 費用負担の在り方	38
10. 関連諸制度等への対応	39
（１）教員等の兼職兼業	39
（２）高等学校等入学者選抜における部活動・地域クラブ活動の取扱い	40
巻末資料	41

I プラン策定の趣旨

【プラン策定の趣旨】

学校部活動は、生徒の自主的・自発的な参加による活動を通じて、達成感の獲得、学習意欲の向上や責任感、連帯感の涵養に資するとともに、自主性の育成にも寄与してきたほか、生徒のスポーツ・文化芸術に親しむ場として、大きな役割を担ってきました。しかし、少子化の影響や価値観の多様化等、教育に関わる課題が複雑化・多様化し、学校や教員だけでは解決できない課題が増えています。また、教員等の業務が長時間に及ぶ状況が未だ課題となっており、教員の働き方改革の推進が求められていることから、従前と同様の運営体制のままでは維持することが難しい状況です。さらに、令和5(2023)年度の栃木県内の出生数は9,958人と、統計のある昭和22(1947)年以降において、初めて1万人を割るなど、本県においても少子化が深刻さを増している状況です。今後も、中長期的に少子化が続いていく見込みであり、このタイミングで部活動の改革を加速させなければ、現在、活動が成り立っている学校や地域においても今後立ち行かなくなる可能性があります。将来を見据え生徒のスポーツ・文化芸術活動の機会を確保し、その内容を充実させていくことが必要です。

このような中、国は令和7(2025)年12月に、「部活動改革及び地域クラブ活動の推進等に関する総合的なガイドライン」を策定し、令和8(2026)年度から令和13(2031)年度までの6年間を「改革実行期間」と位置付け、部活動の地域展開等の全国的な実施を推進することとしています。

県教育委員会では、県内公立中学校(義務教育学校後期課程及び中等教育学校前期課程を含む。)及び特別支援学校中学部(以下「中学校等」という。)の生徒が将来にわたりスポーツ・文化芸術活動に継続して親しむことができる機会を確保する観点に立ち、これまで学校教育活動の一環として行ってきた休日の学校部活動を地域クラブ活動として実施できるよう環境を整備するため、令和5(2023)年3月に「とちぎ部活動移行プラン」を策定し、全県的な取組を推進してきました。

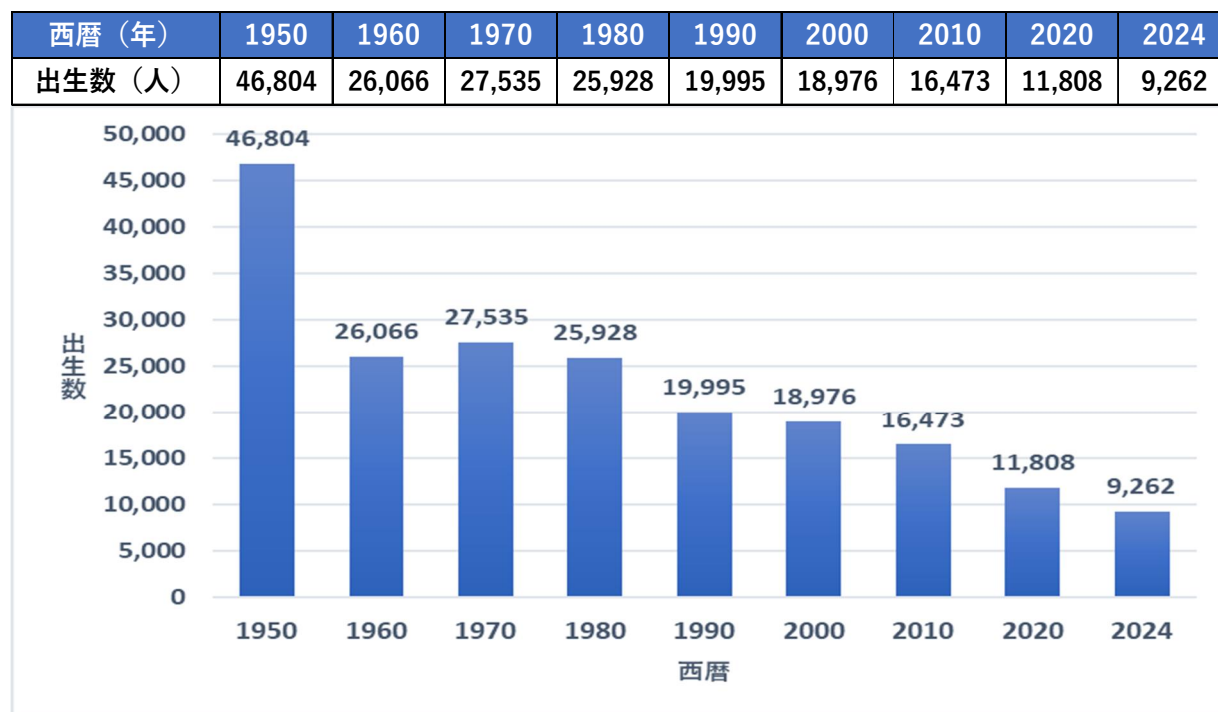
「とちぎ部活動移行プラン」では、令和5(2023)年度からの3年間を計画期間として、地域クラブ活動環境の整備に当たっては、学校部活動の教育的意義を地域においても継承・発展できるよう留意しながら、本県の地域クラブ活動への展開に向けた環境整備に取り組んできました。

その結果、徐々に、地域クラブ活動の環境が整備されつつありますが、市町によっては、運営団体や指導者の確保、関係者との合意形成や条件整備、施設環境整備等のための時間を要し、学校部活動の段階的な地域展開等が進んでいない状況も見受けられます。このため、これまでの本県における取組の成果と課題を十分検証しつつ、教員の働き方改革の推進を図ることも考慮しながら、地域の実情に応じ、県内公立中学校等の生徒のスポーツ・文化芸術活動環境を引き続き整備し、学校部活動の地域展開等の更なる推進を図るため、「とちぎ部活動地域展開プラン」(以下「本プラン」という。)を策定することとしました。

なお、本プランの内容においては、県内公立中学校等の生徒を主な対象としたものですが、こどものスポーツ・文化芸術活動については、発達の段階に応じた機会を確保するだけでなく、発達を見通して各学校段階のこどもの活動の円滑な接続を図ることが望ましいとされています。そのため、

県立高等学校（中等教育学校後期課程を含む。）及び特別支援学校高等部の生徒を対象とした活動についても、その教育活動の多様性等に十分留意しつつ、今後の中学校等における改革の進展を踏まえて、随時検討していくこととします。

図 1 【栃木県出生数年次推移】



資料：令和 6（2024）年栃木県人口動態統計（確定数）の概況

【プランの位置付け】

本プランは、国による「部活動改革及び地域クラブ活動の推進等に関する総合的なガイドライン」のうち、「地域クラブ活動の推進等」に関する部分について参酌し、「栃木県学校部活動及び新たな地域クラブ活動の在り方等に関する方針」（以下、「県方針」という。）を踏まえて、県内公立中学校等を対象とし、平日・休日における学校部活動の地域展開等を進めるための計画として位置付けるものです。

市町に対しても本プランを参考とした取組を促し、学校部活動の地域展開等を全県的に推進していきます。

なお、本プランにおいては、国の方針等を踏まえ、必要に応じて見直し・改訂を行うこととします。

※国による「部活動改革及び地域クラブ活動の推進等に関する総合的なガイドライン」のうち、学校部活動の在り方等に係る部分についての、県としての基本的な考え方や具体的な取組方針等については、今後策定する県の方針に示す予定。

【プランの期間】

本計画は、令和 8（2026）年度から令和 13（2031）年度までの 6 か年を計画期間とします。

Ⅱ プランの基本的な考え方

【部活動の地域展開等を進めるに当たっての基本的な考え方】

部活動の地域展開等は、急激な少子化が進む中においても、生涯にわたって生徒が継続的にスポーツ・文化芸術活動に親しむ機会を確保・充実していくことが主たる目的であり、当事者である生徒を中心に考え、地理的要因や障害の有無等に関わらず、生徒が希望する活動を主体的に選択できる環境の整備を図ることが必要です。

また、これからのスポーツ・文化芸術活動に期待される役割や意義に鑑みて、現状の学校部活動の課題や地域の状況を踏まえ、地域全体で活動を支えることが、生徒にとって望ましい環境づくりに必要であるという認識を幅広い関係者において共有しながら、地域展開等に取り組むことが重要です。

主たる目的を踏まえ、地域展開等を着実に進めることが最も重要であり、その実現のための具体的手法については、地域の実情に応じた多様な選択肢が考えられます。

なお、手法を考える際には、教員が教員でなければできない業務に専念できる環境を整備し、教育の質を更に向上させるため、学校における働き方改革の推進を図ることや、適切な資質・能力を備えた指導者による良質な指導等を実現すること、地域クラブ活動での指導を希望する教員等が指導できる環境を整備していくことについても考慮することが必要です。また、地域クラブ活動を支える指導者等の関係者においても、自らの生活との調和を図りながら、地域との繋がりを深められるよう、心身のゆとりを持って活動を継続できる持続可能な体制を構築する観点を持つことも大切です。

◆期待されること

- ▶ 部活動の地域展開等を含めた部活動改革を機に、中学校等の生徒のみならず、全ての人々のスポーツ・文化芸術活動につなげていく視点も重要であり、各地域においてスポーツ・文化芸術に関する施策を総合的に推進する中で、部活動改革も計画的に進められること
- ▶ 部活動の地域展開等を通じて、子どもや大人、高齢者や障害者等の参加・交流も促進され、スポーツ・文化芸術活動を楽しむ人の広がりや増加のほか、スポーツ・文化芸術活動を通じた人々のウェルビーイングの向上や、健康長寿社会の実現、地域社会の維持・活性化などにつながること

【地域全体で連携して行う取組に関する名称の整理】

部活動の「地域展開」と「地域連携」それぞれの内容は、以下のとおりです。なお、「地域展開」と「地域連携」をまとめて指し示す場合には、「地域展開等」ということとします。

部活動の地域展開・地域連携の名称の整理

地域 展 開 等	地域展開	◆生徒のスポーツ・文化芸術活動を学校部活動から地域クラブ活動に展開すること ※①学校内の人的・物的資源によって運営されてきた活動を広く地域に開き、地域全体で支える。 ②地域に存在する人的・物的資源（学校の体育・スポーツ・文化施設を含む）を活用しながら、地域全体で支えることによって可能となる新たな価値を創出し、より豊かで幅広い活動を可能とする。 という①②の改革の理念等をよりの確に表すため、従来の「地域移行」という名称を「地域展開」に変更 ※地域クラブ活動の実施に当たっても、学校施設の活用や、希望する教員等の兼職兼業、学校との情報共有など、学校との連携を図る必要があり、地域展開をした場合にも、学校は地域の一部として関わりを持つことになることに留意が必要
	地域連携	◆学校部活動において部活動指導員等の配置や合同部活動等（拠点校部活動含む）を実施すること

Ⅲ プラン策定の背景

1. 国の動向

国は、令和4(2022)年12月に、「学校部活動及び新たな地域クラブ活動の在り方等に関する総合的なガイドライン」を策定し、令和5(2023)年度から令和7(2025)年度までを「改革推進期間」と位置付け、学校部活動の地域連携や地域スポーツ・文化クラブ活動への展開に向けた環境の一体的な整備を進めるため、地域クラブ活動への展開に向けた実証事業（以下「実証事業」という。）等に取り組んできました。

また、令和7(2025)年5月に出された「地域スポーツ・文化芸術創造と部活動改革に関する実行会議」の最終取りまとめを受け、令和7(2025)年12月に「部活動改革及び地域クラブ活動の推進等に関する総合的なガイドライン」を策定し、国としての基本的な考え方や具体的な取組方針を示しました。令和8(2026)年度から令和13(2031)年度までの6年間で新たに「改革実行期間」と位置付け、部活動の地域展開等の全国的な実施を推進することとしています。

●令和4(2022)年12月
「学校部活動及び新たな地域クラブ活動の在り方等に関する総合的なガイドライン」を策定
●令和6(2024)年8月～
「地域スポーツ・文化芸術創造と部活動改革に関する実行会議」における議論
●令和7(2025)年5月
「地域スポーツ・文化芸術創造と部活動改革に関する実行会議」最終とりまとめを公表
●令和7(2025)年6月～
「部活動の地域展開・地域クラブ活動の推進等に関する調査研究協力者会議」における議論
●令和7(2025)年12月
「部活動改革及び地域クラブ活動の推進等に関する総合的なガイドライン」を策定

2. 本県の中学校部活動を取り巻く現状

(1) 中学校部活動における少子化の影響

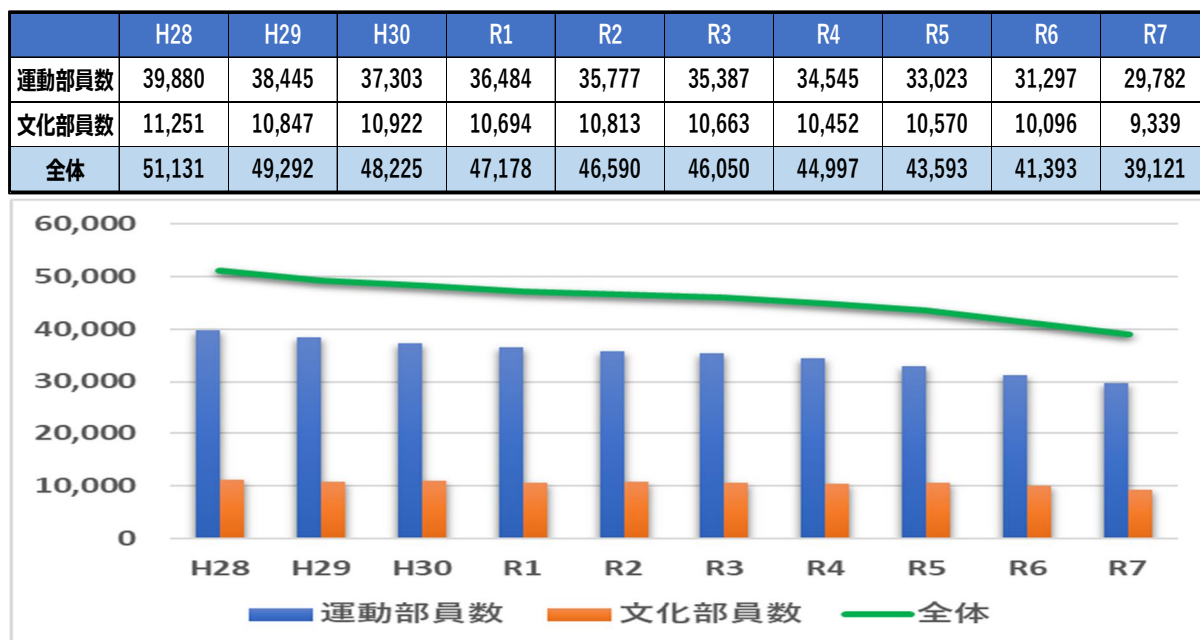
【現状】

図2のとおり、生徒数の減少に伴い運動部・文化部ともに部員数は減少傾向になっており、令和7(2025)年度は平成28(2016)年度と比較すると12,000人以上減少しています。

一方、表1のとおり合同チームにより大会に参加するチーム数は増加しています。

図2 栃木県内中学校部活動部員数の推移

(単位：人)



資料：運動部に関する調査（栃木県教育委員会）

表1 県中体連主催大会への合同チーム参加数及び学校数の推移

	H28	H29	H30	R1	R2	R3	R4	R5	R6	R7
合同チーム数	27	38	31	48	11	44	45	72	112	139
学校数（延べ数）	56	81	70	102	24	95	98	162	258	253

備考：R2は、新型コロナウイルス感染症の影響により開催大会が減少（栃木県中学校体育連盟提供）

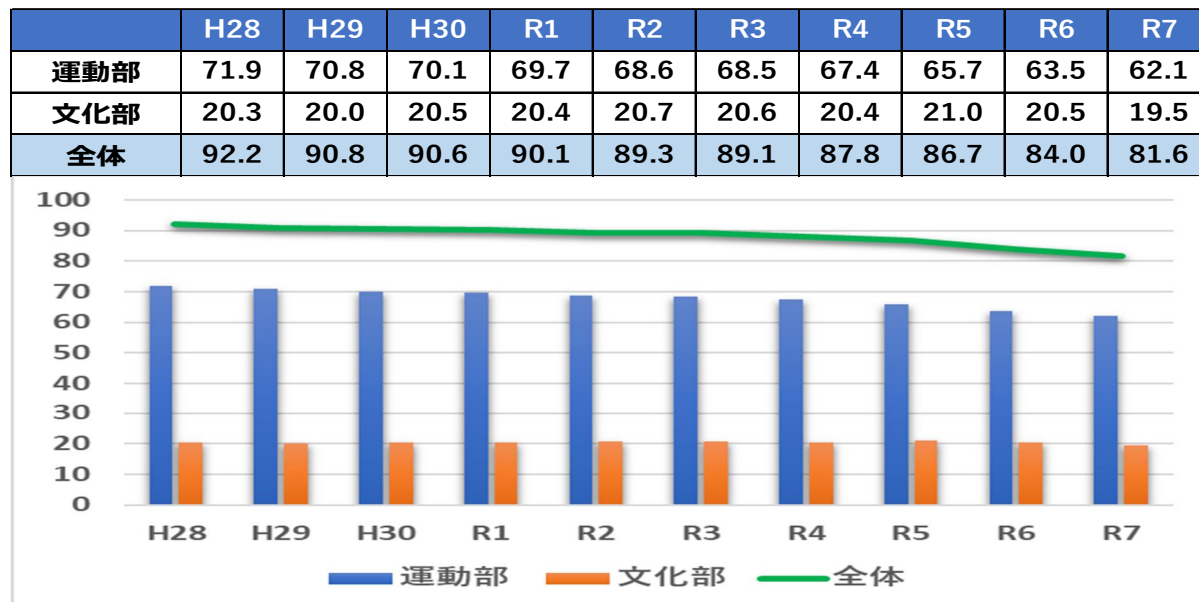
(2) 中学校部活動加入率の低下

【現状】

本県の学校部活動加入率について、図3のとおり運動部は緩やかな低下傾向にありますが、文化部は横ばいで推移しています。

図3 栃木県内中学校部活動加入率の推移

(単位：%)



資料：運動部に関する調査（栃木県教育委員会）

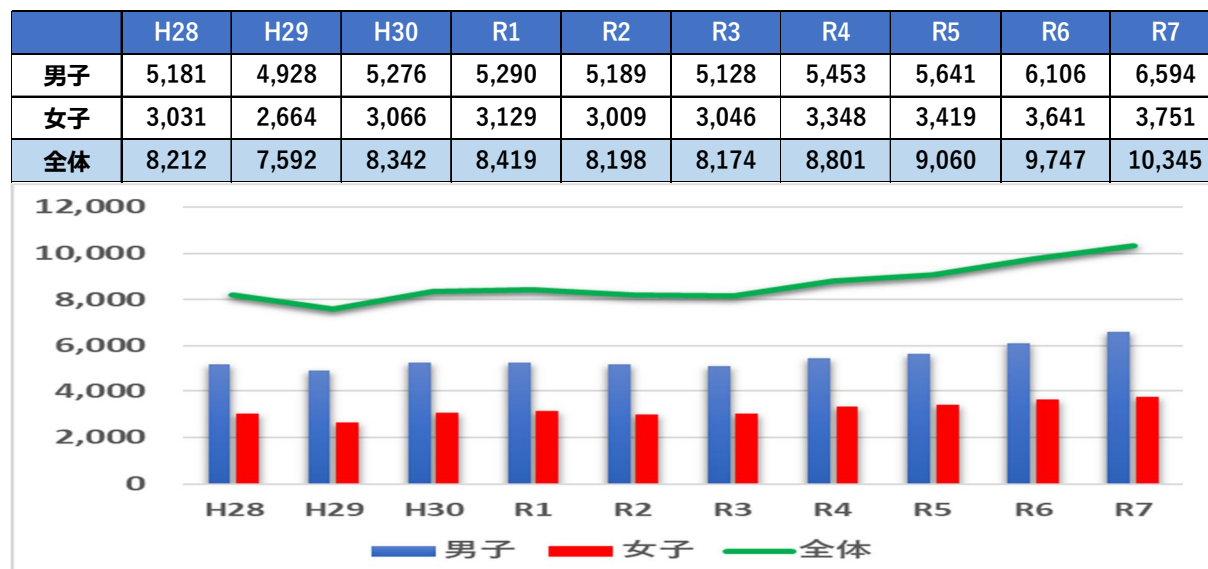
(3) 多様なニーズへの対応

【現状】

図4のとおり、令和7(2025)年度の地域のスポーツクラブ等に参加する生徒数は、平成28(2016)年度と比較すると増加しています。この背景には、少子化による部員数の減少や生徒・保護者等のスポーツ・文化芸術活動へのニーズの多様化といった状況に対し、地域のスポーツクラブ等に活動の場を求める生徒が増えてきていることがうかがえます。

図4 地域のスポーツクラブ等で活動する生徒数の推移

(単位：人)



資料：運動部に関する調査（栃木県教育委員会）

(4) 学校における働き方改革の推進

【現状】

本県では、「学校における働き方改革推進プラン（第2期）」により、時間外在校等時間が月 80 時間を超える教職員をゼロとすることを中間目標として令和 4 年度から取り組んでいます。未だに目標達成には至っていません。

表 2 のとおり、月 80 時間を超える教職員に占める部活動の運動系正顧問の割合は、全教職員に占める運動系正顧問の教職員の割合よりも 15～20%程度高く、どの校種においても 50%を超えています。

また、表 3 のとおり、部活動の顧問を担当していない教職員のほうが、児童生徒指導に充てる時間が増えたと思うと答える割合が高いという結果が出ています。

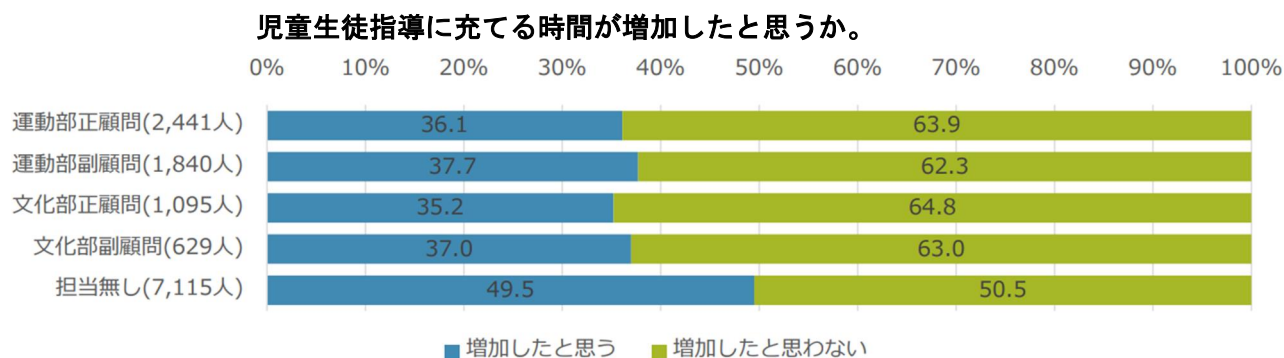
業務の分担や量の見直しによって、こどもと向き合う時間をしっかり確保し、教育の質を更に向上させることが期待されています。

表 2 部活動の担当と時間外在校等時間の関係

校種	全教職員					80 時間超				
	正顧問		副顧問		顧問 無し	正顧問		副顧問		顧問 無し
	運動系	文化系	運動系	文化系		運動系	文化系	運動系	文化系	
市町立中学校及び義務教育学校後期課程	39.4%	10.2%	25.2%	6.5%	18.8%	60.7%	10.1%	24.2%	5.0%	0.0%
県立中学校	50.0%	17.4%	21.7%	2.2%	8.7%	64.3%	7.1%	28.6%	0.0%	0.0%
県立高等学校(全日制)	28.6%	22.1%	23.2%	7.3%	18.9%	51.1%	25.3%	17.8%	5.7%	0.0%

資料：R7 学校における働き方改革推進プランに基づく実態調査（栃木県教育委員会）

表 3 部活動の担当と児童生徒指導に充てる時間の関係



資料：R7 学校における働き方改革推進プランに基づく実態調査（栃木県教育委員会）

※国においては、令和 7 (2025) 年 9 月に教職員の業務量管理と健康確保のための「指針」を改正し、令和 11 (2029) 年度までに、時間外在校等時間の平均「月 30 時間程度」とすること等を目標に業務の三分類の徹底や校務 DX 等を総合的に推進しています。

これらの学校部活動を取り巻く環境の変化は全国各地で生じており、従前と同様の運営体制のままでは維持することが難しく、現在の学校部活動が成立している学校や地域においても今後立ち行かなくなる可能性があります。

本県でも、各地域において「持続可能な生徒にとって望ましいスポーツ・文化芸術活動環境」の整備に取り組む必要があります。

3. とちぎ部活動移行プランの活動目標達成状況（R5～R7）

【令和5（2023）年3月に策定した「とちぎ部活動移行プラン」活動目標】

令和7（2025）年度までに、全ての公立中学校の休日の部活動を1つ以上、地域クラブ活動にすることを目指します。

【「とちぎ部活動移行プラン」進捗状況の総括】

表4のとおり、令和5（2023）年3月に策定した「とちぎ部活動移行プラン」に基づく取組の推進により、休日の地域クラブ活動を実施した学校数は135校となり、県内公立中学校等の90%となっています。部活動の地域展開等に係る協議会の設置市町数は着実に増加しており、関係者による連携体制や、地域の実情に応じた活動環境整備について検討する体制が整いつつあります。

今後は、創出したモデルケースを基に、地域クラブ活動の本格的な実施・拡充や実践段階での取組を本格化させることが求められます。各市町が策定した方針や推進計画等に基づき、休日の活動を定着させるとともに、平日の活動方針についても地域の実情や進捗状況を踏まえて検討を行い、こどもたちが持続可能で安定した活動ができる環境整備が求められます。

表4 休日の地域クラブ活動実施状況（R5～R7）

		R5	R6	R7	
運動部	地域クラブ活動 実施自治体数	6 + 県	16 + 県	22 + 県	全25市町(R7)
	地域クラブ活動 実施学校数	20 (13.3%)	56 (37.3%)	135 (90%)	全150校(R7)
	地域クラブ活動 実施部活動数	49 (3.7%)	102 (7.7%)	328 (24.8%)	全1,331部(うち休日活動1,322部)
文化部	地域クラブ活動 実施自治体数	1	2 + 県	4 + 県	全25市町(R7)
	地域クラブ活動 実施学校数	2 (1.3%)	5 (3.3%)	17 (11.3%)	全150校(R7)
	地域クラブ活動 実施部活動数	2 (1.2%)	5 (3.1%)	18 (11.2%)	全356部(うち休日活動161部)

資料：令和7（2025）年度 市町における部活動の地域連携・地域移行に関する進捗状況調査（栃木県教育委員会）

表5 部活動の地域展開等に係る協議会の設置状況（R5～R7）

	R5	R6	R7
協議会設置 市町数	14	24	24

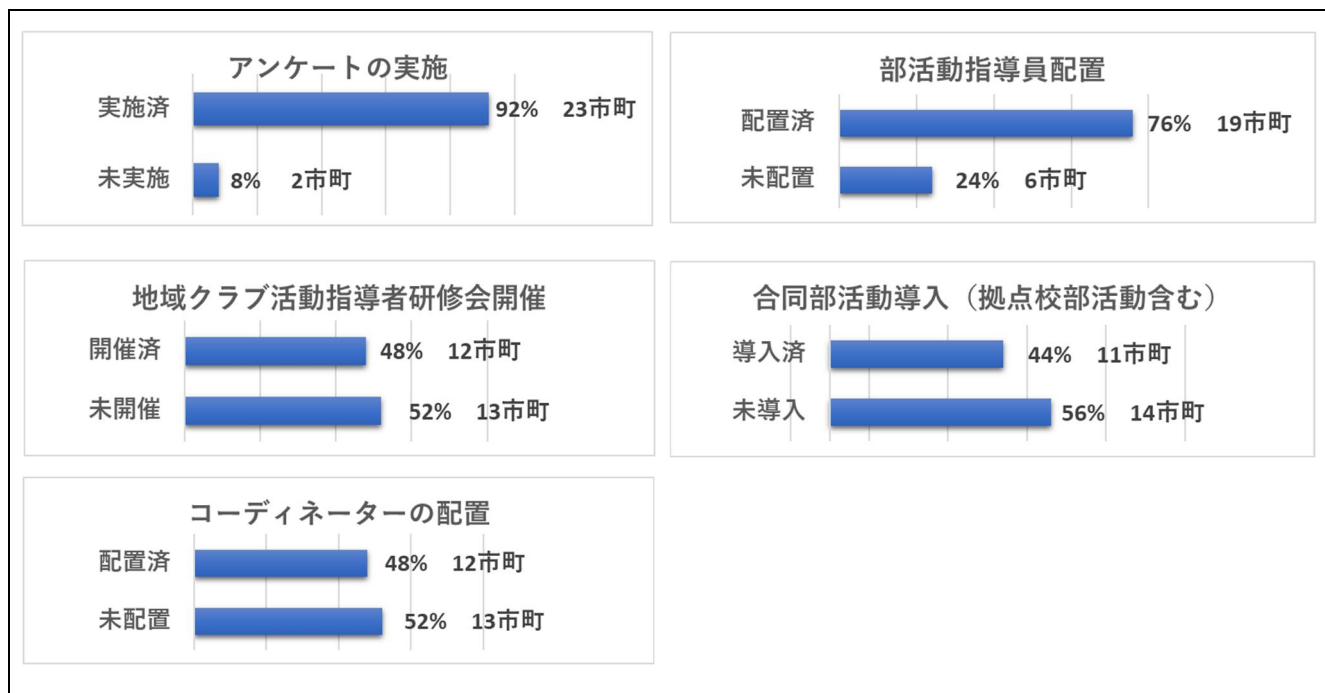
資料：令和7（2025）年度 市町における部活動の地域連携・地域移行に関する進捗状況調査（栃木県教育委員会）

表6 部活動の地域展開等に係る方針、推進計画の策定状況（R5～R7）

	R5	R6	R7
方針、推進計画策定 市町数	2	15	20

資料：令和7（2025）年度 市町における部活動の地域連携・地域移行に関する進捗状況調査（栃木県教育委員会）

図5 その他、部活動の地域展開等に係る取組状況（～R7）



資料：令和7（2025）年度 市町における部活動の地域連携・地域移行に関する進捗状況調査（栃木県教育委員会）

Ⅳ 地域クラブ活動の在り方

地域クラブ活動においては、学校部活動が担ってきた教育的意義を継承・発展させつつ、新たな価値を創出することが重要です。

地域クラブ活動の具体的な実施形態や活動内容等は、多様な形があり得るところであり、部活動・地域展開等の基本的な考え方やスポーツ・文化芸術の役割や意義を踏まえて、地域の実情に応じた適切な形態等で実施することが大切です。

学校部活動が担ってきた 教育的意義の例	継承・発展 地域クラブ活動において 実現が期待される 新たな価値の例
① スポーツ・文化芸術・科学等の楽しさや喜びを味わい、生涯にわたって豊かな活動を継続する資質や能力を育てる。 ② 体力の向上や健康の増進、感性・創造性・表現力の育成につながる。 ③ 自主性、協調性、責任感、連帯感などを育成する。 ④ 自己の力の確認、努力による達成感、充実感をもたらす。 ⑤ 互いに競い、励まし、協力する中で友情を深めるとともに、学級や学年を離れて仲間や指導者と密接に触れ合うことにより学級内とは異なる人間関係の形成につながる。	① 生徒のニーズに応じた多種多様な体験（複数の競技種目等に取り組むマルチスポーツや総合文化芸術、スポーツと文化芸術の融合、レクリエーション的な活動等を含む。） ② 生徒の個性・得意分野等の尊重 ③ 学校等の垣根を越えた仲間とのつながり創出 ④ 地域の様々な人や幅広い世代との豊かな交流 ⑤ 適切な資質・能力を備えた指導者による良質な指導 ⑥ 学校段階にとらわれない継続的な活動（引退のない継続的な活動）及び地域クラブ活動の指導者による一貫的な指導 等

【留意点】

- ・ 地域クラブ活動は、競技性や成果のみに偏重するのではなく、生徒が生涯にわたってスポーツや文化芸術活動を楽しむために必要な資質・能力等を育てることを主な目的とするものであること
- ・ 学校部活動と同様、地域クラブ活動は、あくまで生徒の自主的・自発的な参加により行われるものであること

V プランの目標

県としては、「とちぎ部活動移行プラン」において、活動目標を「令和7(2025)年度までに、全ての公立中学校の休日の部活動を1つ以上、地域クラブ活動にすることを目指します。」と設定し、これに基づき、多くの市町において、計画的に取組が進められてきたところです。

取り組む市町の数や地域クラブ活動として実施する活動数といった量的なものだけでなく、活動内容の質的側面でも市町の創意工夫により、地域のスポーツ・文化資源を活用した多様な取組が実施されています。

地域の実情に応じた運営形態（市町直営運営型や地域スポーツ団体等運営型等）のモデルや、地域クラブ活動の運営団体・実施主体の体制整備、指導者の確保等の課題の解決に向けた方策等も見出されており、他の地域の参考となる取組が進められています。

令和8(2026)年度以降についても、今後の人口動向の推計では、中学生世代の人口は減少傾向となっています。そのため、引き続き、生徒が将来にわたって継続的にスポーツ・文化芸術活動に親しむ機会を確保・充実していくことは急務であり、県、市町において、より一層、計画的に取組を促進していくことができるよう、県全体で、目指す将来的な姿及び活動目標を共有する必要があると考えます。

その際、これまでの取組状況等を踏まえ、休日の地域展開を本格的に進めるとともに、平日の取扱いについても考え方を整理する必要があります。

県、市町が具体的に部活動の地域展開を進めるに当たっては、幅広い関係者の理解と協力の下、平日・休日を通した活動を包括的に企画・調整し、多様な選択肢の中から地域の実情等にあった望ましい在り方を見出し、方針を決定することが重要です。市町における部活動の地域展開の進め方として、休日の地域展開とともに、平日の地域展開も併せて、できるところから取り組むことも考えられます。

【将来的な姿】

これまで学校部活動として学校主体で行われていた生徒の自主的・主体的な参加によるスポーツ・文化芸術活動を、地域が主体となり、平日・休日を問わず、学校を含めた地域全体で関係者が連携して支え、豊かで幅広い活動機会が保障されている。

本県生徒のスポーツ・文化芸術活動に親しむ活動の場を持続可能なものとするとともに、学校部活動から地域クラブ活動へ展開するためのステップとして、本プランの目標を次のとおりとします。

【基本目標】

生徒が主体的・継続的に多様なスポーツ・文化芸術活動に親しむことができる環境づくりに取り組みます。

【活動目標① 休日】

令和 11 (2029) 年度末までに、県内公立中学校等の休日の部活動を全て地域展開することを目指します。

※ただし、中山間地域等をはじめ、特殊な事情により地域展開が困難な場合には、市町において、将来的な方向性を検討し、推進計画等の策定を進めるとともに、当面、部活動の地域連携として部活動指導員の配置や合同部活動等の導入を適切に実施することも考えられるが、地域の実情に応じて、できるかぎり早期に地域展開に着手すること。

※休日の部活動の考え方として、休日は原則、部活動を行わず、地域主体の活動に展開する（部活動として、中体連の大会やコンクール等に参加する場合は除く）。

※今後、部活動の地域展開を進めるに当たっては、当面、平日の部活動と休日の地域クラブ活動が併存することが想定され、部活動として大会等に参加することもあり得る。大会等に向けて、部活動として休日に練習試合等を実施する場合には、地域クラブ活動の運営団体や実施主体と調整の上、学校長の承認の下、部活動を可能とするなど柔軟に対応することも考えられる。

（例：年間スケジュールを踏まえた上で、大会参加に向けて、大会前に月に 1 回程度休日に部活動を実施など）

※休日の地域クラブ活動について、まずは、現在行われている活動の保障を目指し、新たな種目や活動については、地域の実情やニーズに応じて環境を整備し、持続可能な環境を構築していく。

【活動目標② 平日】

令和 13 (2031) 年度末までに、平日の活動の取組方針を定めるとともに、地域の実情に応じた部活動の地域展開等の取組を実施します。

※市町等においては、平日・休日を通した活動を包括的に企画・調整しつつ、地域の実情等に応じた取組を進めることが望ましい。

例えば、休日の取組状況を踏まえつつ、平日の部活動の地域展開に向けた推進体制を整備することやモデルケースを創出し、各種課題への対応策の検証等をするとも考えられる。

平日の部活動地域展開に係る主な課題

- ◆平日の放課後の時間に指導できる指導者の確保
- ◆生徒の放課後の移動手段
- ◆学校施設等の使用時間等の規則の整理 等

VI 学校部活動から地域クラブ活動への地域展開等の全体像

部活動の地域展開を進めるに当たって、県においては、広域自治体として改革に向けたリーダーシップを発揮し、市町等に対するきめ細かな支援や地域展開等に向けた広域的な基盤づくりに取り組んでいきます。

中学校等を設置する市町等においては、幅広い関係者の理解と協力の下、平日・休日を通した活動を包括的に企画・調整し、多様な選択肢の中から地域の実情等に応じた改革方針を決定の上、地域クラブ活動の認定等を行い、着実に改革を進めていくことが重要です。

市町等において、方針を決定した場合には、方針の理由や、全体像、段階的に進める場合のロードマップ等を含め、学校と連携し、生徒・保護者等に丁寧に説明を行うことが必要です。

なお、学校部活動の地域連携として配置されている部活動指導員は、学校における働き方改革の推進及び質の高い指導の実現等のために重要な役割を担っているとともに、地域展開に至る前段階の取組として実施している市町等もあります。地域展開が困難な場合には、部活動指導員の配置や拠点校部活動を含む合同部活動等を導入するなど、学校部活動と地域クラブ活動を当面併存させながら、生徒の活動機会を保障することも考えられます。

図6 栃木県における部活動地域展開等の方向性（全体像）【R8～R13】

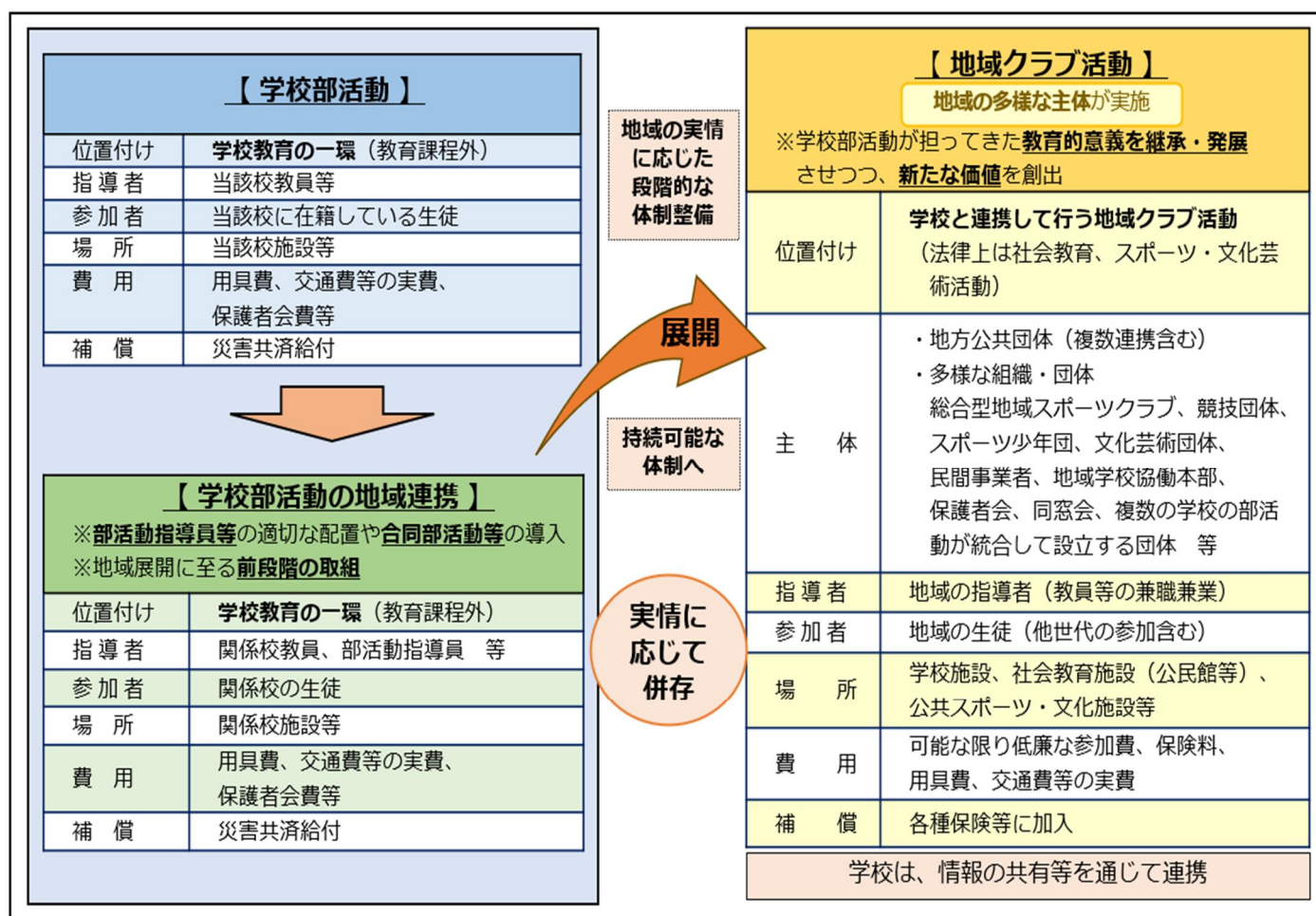
		R 8	R 9	R10	中間評価	R11	R12	R13
国		改革実行期間【R8～R13】						
	休日	部活動の地域展開等の全国実施 改革実行期間内に、 <u>原則、全ての学校部活動において地域展開の実現</u> を目指す。（できるだけ前倒しでの実現を目指すことが望ましい）						
	平日	国において、 <u>地方公共団体が実現可能な活動の在り方や課題への対応策の検証等</u> を実施 <u>地方公共団体において地域の実情等に応じた取組</u> を実施	国において、 <u>改めて取組方針を策定</u>		中間評価段階で策定された取組方針に基づき、 <u>更なる改革を推進</u>			
栃木県	休日	<u>令和11年度末までに、県内公立中学校等の休日の部活動を全て地域展開</u> することを目指します。 ※中山間地域等をはじめ、特殊な事情により地域展開が困難な場合には、市町において、将来的な方向性や計画等の検討を進めるとともに、当面、部活動の地域連携として部活動指導員の配置等を適切に実施すること考えられる。					R11までの取組状況を踏まえ、 <u>更なる改革を推進</u> 。 <u>持続可能な地域クラブ環境の整備及び地域クラブ活動運営の定着</u> に向けた取組を実施。	
	平日	<u>令和13年度末までに、平日の活動の取組方針を定めるとともに、地域の実情に応じた部活動の地域展開等の取組</u> を実施します。 ※市町等においては、平日・休日を通した活動を包括的に企画・調整しつつ、地域の実情等に応じた取組を進めることが望ましい。 例えば、休日の取組状況を踏まえつつ、平日の部活動の地域展開に向けた推進体制を整備することやモデルケースを創出し、各種課題への対応策の検証等を行うことも考えられる。 ◆平日の部活動地域展開に係る主な課題 ・平日の放課後の時間に指導できる指導者の確保 ・生徒の放課後の移動手段 ・学校施設等の使用時間等の規則の整理					県において、 <u>取組方針を必要に応じ</u> <u>て見直し</u> 見直しを含めた検討後の取組方針に基づき、 <u>改革を推進</u>	

休日の部活動の地域展開について、これから取り組む市町等においては、早急に生徒のニーズや実態把握を行った上で、協議会の設置や推進計画等の体制整備・方針策定に取り組み、学校や関係団体等との調整が整った競技種目等から段階的に地域展開を進めることも考えられます。既に取組に着手している市町等においては、更なる地域展開等の拡充を進めることや持続可能なスポーツ・文化芸術環境の整備、安定した地域クラブ活動運営の定着を図ることが重要です。

また、平日の部活動の地域展開等については、休日の取組状況を踏まえつつ、各種課題への対応策を検証するなど、市町等の地域の実情に応じた取組を進めていくことが大切です。さらに、今後、国において実現可能な活動の在り方や課題への対応策の検証等を行った上で、示される中間評価の取組方針を踏まえ、県、市町において平日の活動の取組方針を定めることが重要です。

これらの取組を進めるに当たっては、地域ごとの部活動を取り巻く状況や地域資源の状況等が異なるため、学校部活動をベースとした地域との連携や学校施設を拠点とした地域クラブ活動の実施など、地域の実情等に応じた多様な取組を進めていくことに留意する必要があります。

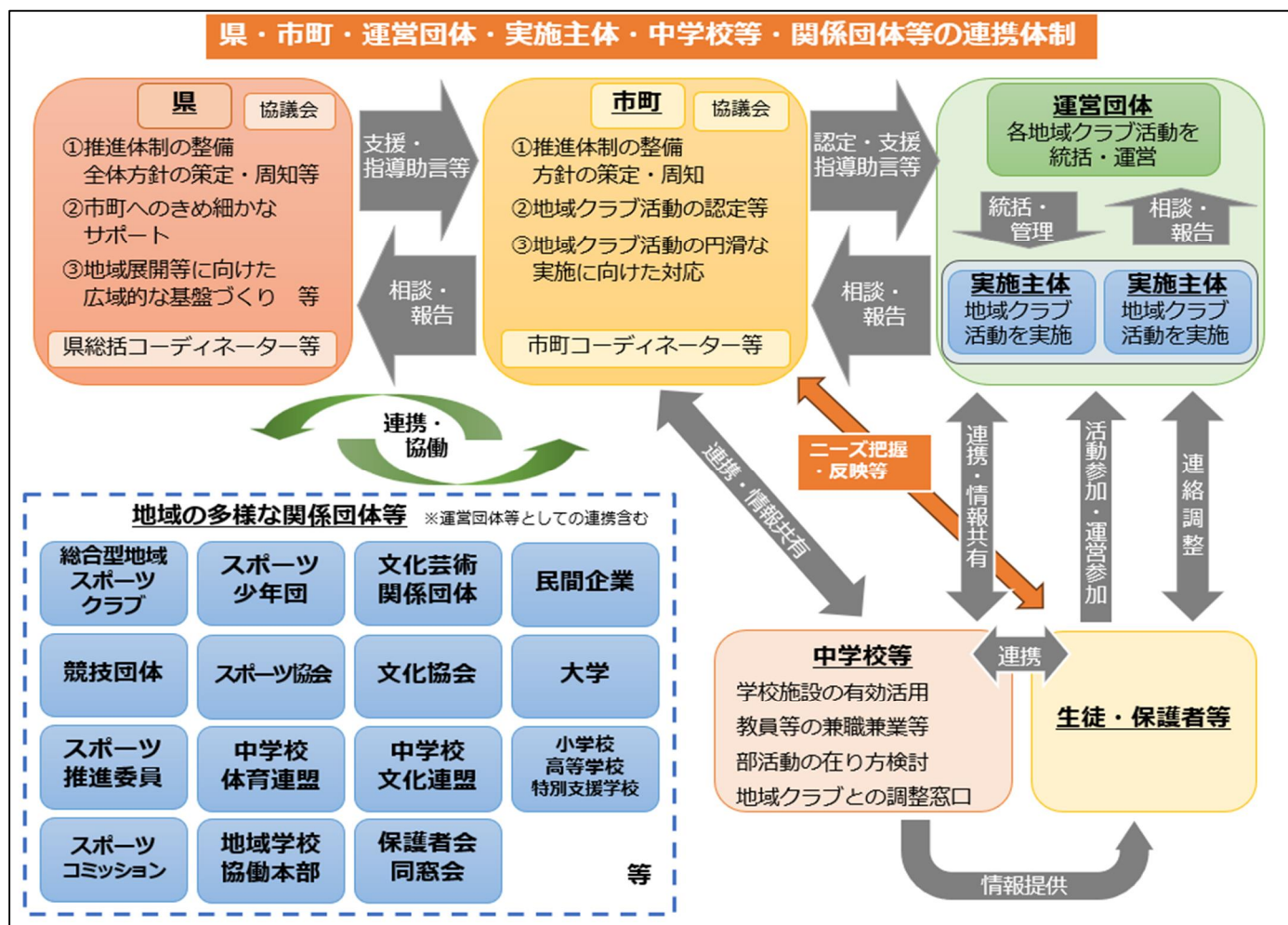
図7 学校部活動の地域連携、地域展開のイメージ図



VII 地域展開に向けた推進体制の整備及び国・県・市町・運営団体・実施主体・学校の役割

地域クラブ活動を円滑に展開するに当たっては、県、市町の推進体制整備を充実させることや国・県・市町・運営団体・実施主体・学校がそれぞれに役割を担い、連携・協働しながら取り組むことが大切です。

図8 地域展開に係る県・市町・運営団体・実施主体・中学校等・関係団体等の連携体制



1. 県、市町における推進体制の整備

県、市町において、教育、スポーツ、文化、福祉、まちづくり、財政等を担当する様々な部署が一体となって取組を進めていくことが重要です。また、地域の実情に応じて、部活動の地域展開等に関する専門部署の設置や総括コーディネーター等の配置等、適切な推進体制を整備することが重要です。

さらに、県、市町は幅広い関係者による協議会を設置し、定期的な情報共有・連絡調整等を行うとともに、推進計画の策定により、改革方針や具体的な取組内容、スケジュール等について分かりやすく周知することが求められます。

《各コーディネーター等の役割》

部活動の地域展開に取り組む上で、行政や関係団体、地域クラブ活動、学校等をつなぐコーディネーターの存在は欠かせません。県、市町等に適切に配置することで、持続的で魅力ある地域クラブ活動の整備につながります。

【県が派遣・配置するコーディネーター等】

- ①県の推進計画の策定や方針決定を支えるとともに、地域展開に係る事業実施や関係団体等との調整、会議体の設置、県内市町等の実態把握、担当者との連絡会議の開催など、県内全体の改革に関する取組を推進する役割を担います。
- ②各市町等の地域展開の進捗状況を把握するとともに、各種課題への取組に対する助言をしたり、人材バンクを設置・運用したりするなど、各市町等の実情に応じた適切な伴走支援を行います。
- ③各市町等で実施される地域クラブ活動が持続的で安定的に運営されるように、大学や民間企業との連携体制を構築するなど、広域的な支援を行います。

◆部活動の地域展開等に関する調査	◆部活動の地域展開等に関する課題整理
◆市町等や関係団体等との連絡、協議	◆市町との個別相談会におけるヒアリング、助言
◆市町コーディネーター等への情報共有	◆指導者研修の実施・内容検討
◆指導者の確保（人材バンクの設置・運用）	◆大学や民間企業との連携

【市町が配置するコーディネーター】

- ①県の方針を踏まえ、市町の推進計画や方針決定へ向け、関係団体等との調整、会議体の設置、アンケートの実施、地域クラブ活動の認定制度の構築など、改革全体に関する取組を推進する役割を担います。
- ②地域クラブ活動の実施に向け、指導者の確保や研修、各活動の会場調整、保護者等への広報活動の展開等について、持続的で安定的かつ安全で安心な活動となるよう、行政や関係団体等と連携し、適切な運営・実施体制について検証します。
- ③各地域クラブ活動の運営団体や実施主体に対して、アプリ導入などの運営業務支援や指導者資格取得促進などの指導者の質の向上、各活動の巡回訪問によるガバナンスの強化などの取組を行います。

◆部活動の地域展開等に関するアンケート	◆部活動の地域展開等に関する課題整理
◆関係団体等との調整、協議	◆地域クラブ活動の認定制度の構築
◆指導者の確保（人材バンクの活用）	◆指導者研修の実施・内容検討
◆地域クラブ活動の会場の調整	◆保護者等への広報活動の実施
◆地域クラブ活動の運営団体・実施主体への指導助言	◆学校・地域クラブ活動への巡回訪問

※各コーディネーターの役割は、各市町の実態に即し、多様な形態が考えられる。

※種目別のコーディネーターを配置し、種目ごとの活動エリアの調整や関係競技団体との連絡調整、指導者への助言・指導などに取り組むことも考えられる。各種目のステークホルダーとつながりのある人材をコーディネーターとして配置することで、当該種目の裾野の拡大や競技力向上、指導者ネットワークの構築、大会運営の在り方検討など、種目内の組織力向上につなげることが期待される。

2. 国・県・市町・地域クラブ活動の運営団体・実施主体・学校の役割

国	◆地域展開等の推進に向けた全国的な取組方針等を示すとともに、好事例の収集・普及や、地方公共団体に対するきめ細かな支援等を実施。 ◆周知・広報や民間企業・大学・関係団体等との連携体制構築等を通じて、関係者の理解促進・改革に向けた機運醸成等を実施。
県	◆広域自治体として改革に向けたリーダーシップを発揮し、県全体としての改革方針を示すとともに、市町に対するきめ細かな支援を実施。 ◆一つの市町では対応が難しく、広域での実施がより効果的・効率的な取組を中心に、地域展開等に向けた広域的な基盤づくりを実施。
市町	◆市町は改革の責任主体として、幅広い関係者との連携・協働の下、地域展開等の円滑な実施に向けて包括的な企画調整を実施。 ◆特に、地域クラブ活動の位置付け（学校部活動が担ってきた意義の継承・発展＋新たな価値の創出）を十分に踏まえ、豊かで幅広い活動が実現されるよう、地域クラブ活動の認定等や、運営団体等への支援・指導助言等を丁寧を実施。
地域クラブ活動 運営団体・ 実施主体	◆「運営団体」は各地域クラブ活動（実施主体）を統括し、運営・管理業務の中核部分を実施。 ◆「実施主体」は、運営団体の統括の下、個別の地域クラブ活動を実施。 ※運営団体と実施主体の役割分担の在り方は多様であり、柔軟な連携・協力が重要。
学校	◆地域クラブ活動の運営団体・実施主体と連携し、活動方針・活動状況等を適切に共有。 ※特に、生徒が平日に学校部活動、休日に地域クラブ活動に参加する場合には、指導の一貫性を確保することや大会参加機会を確保する観点から緊密な連携を図る。 ◆地域クラブ活動での学校施設の有効活用、学校備品の有効活用等。 ◆地域クラブ活動での指導を希望する教員の兼職兼業等（地域クラブ活動との連絡調整、勤怠管理等）。 ◆児童・生徒・保護者などに地域クラブ活動の内容等について、丁寧な情報提供。

(1) 県の主な役割

①推進体制の整備及び全体方針の策定・周知等

- ◆県全体での改革推進に向けた体制整備（担当部署の体制強化や関係部署の連携強化、コーディネーター等の派遣・配置、関係者協議会や市町担当者会議の開催等）
- ◆県全体としての改革方針を示す推進計画等の策定、県内の取組に対する成果と課題の検証
- ◆県内全体への周知・広報

②市町へのきめ細かなサポート

- ◆市町の取組状況の把握及び伴走支援・指導助言等（市町に対する個別相談会の開催）
- ◆複数の市町による広域連携の取組に当たっての調整

③地域展開等に向けた広域的な基盤づくり

- ◆県内の企業や大学、関係団体等との連携体制の構築
- ◆指導者確保に向けた仕組みづくり（人材バンク設置・運用、教員等の兼職兼業の取扱いの整理等）
- ◆指導者研修や運営・リスク管理研修の実施
- ◆大会への円滑な参加の促進、入試等、関連諸制度への対応

④県立中学校等の地域展開に向けた取組

(2) 市町の主な役割

①推進体制の整備及び方針の策定・周知

- ◆推進体制の整備（関係部署の連携強化、コーディネーターの配置、関係者協議会の開催等）
- ◆推進計画の策定、改革の進捗状況の評価検証
- ◆生徒のニーズ把握や保護者・生徒等への周知・広報

②地域クラブ活動の認定等

- ◆地域クラブ活動の認定（指導者登録等を含む）
- ◆地域クラブ活動の活動状況の把握、支援・指導助言等
- ◆生徒・保護者等からの相談窓口の設置

③地域クラブ活動の円滑な実施に向けた対応

- ◆指導者/活動場所/移動手段の確保等
- ◆指導者研修
- ◆学校との連携（活動方針・活動状況の共有、学校施設の有効活用、教職員の兼職兼業等）
- ◆寄附、ふるさと納税の活用など多様な財源の確保
- ◆経済的困窮世帯への支援方策

※市町が自ら地域クラブ活動の運営・実施を行う場合もある。

(3) 地域クラブ活動の運営団体・実施主体の主な役割

「運営団体」…各地域クラブ活動を統括する団体

「実施主体」…個別の地域クラブ活動を実際に行う団体

※一つの団体（スポーツ協会や総合型地域スポーツクラブ等）が「運営団体」と「実施主体」の両者の役割を兼ね備える場合には、団体内の部署・機能として、「運営団体」は管理部門、「実施主体」は実施部門と捉えられる。

◆運営団体・実施主体の体制等によって役割分担の在り方は多様であり、柔軟に連携・協力を行うことが重要です。

（例）パターン①…運営団体と実施主体を一つの団体が兼ねている場合

パターン②…運営団体が運営・管理業務、実施主体が実施業務を担う場合

パターン③…運営団体が活動実施に向けた準備まで担う場合

パターン④…実施主体が運営・管理業務の一部まで担う場合

※運営団体は各実施主体を統括するとともに運営・管理の中核部分を担うことは共通ですが、これらのパターン以外にも多様な分担の在り方が想定

	主な役割	パターン①	パターン②	パターン③	パターン④
<運営・管理>	・運営方針、運営計画の策定	運営 団 体 実 施 主 体	運営 団体	運営 団体	運営 団体
	・実施主体の活動状況の管理、指導助言、相談対応				
	・運営人材の確保・育成、運営業務の効率化				
	・責任主体の明確化、危機管理マニュアル作成		実施 主体	実施 主体	実施 主体
	・保険加入状況や補償内容の確認				
	・リスク管理等の研修実施				
	・収支計画の作成、会計・税務処理、労務管理				
<活動実施に向けた準備>	・競技団体等への登録、大会・コンクールへの参加申込				
	・活動計画の作成	実 施 主 体	実 施 主 体	実 施 主 体	実 施 主 体
	・指導者、活動場所、移動手段、消耗品や備品等の確保				
<活動実施>	・学校との連携・情報共有				
	・入会手続、会費徴収				
	・参加者・保護者との連絡（活動内容や出欠確認等）				
	・安全確保の取組				
<活動実施>	・ニーズを踏まえた活動の実施				
	・体験会の開催				

(4) 学校の主な役割

- ◆自校の部活動の在り方の検討
- ◆市町の方針、学校の実情を踏まえた、部活動の地域展開等への取組
- ◆地域クラブ活動との連絡調整を行う窓口の設置
- ◆地域クラブ活動の運営団体・実施主体と連携し、活動方針・活動状況等を適切に共有
- ◆生徒が平日に学校部活動、休日に地域クラブ活動に参加する場合には、指導の一貫性を確保することや大会参加機会を確保する観点から緊密な連携
- ◆地域クラブ活動の学校施設の有効活用、学校備品の有効活用等（連絡調整を含む）
- ◆地域クラブ活動での指導を希望する教員の兼職兼業等を円滑に行うため、地域クラブ活動の運営団体・実施主体との連絡調整及び勤務時間等の実態把握
- ◆地域クラブ活動の内容等を小学校・中学校等と連携しつつ、児童・生徒・保護者等に丁寧な情報提供等

3. 地域クラブ活動の運営団体・実施主体による生徒が所属する中学校等との連携

部活動を地域展開した場合にも、学校との関係が切り離されるものではなく、地域クラブ活動の実施に当たっては、以下のとおり、生徒が所属する中学校等との適切な連携を図ることが重要です。

- 地域クラブ活動の活動方針・活動状況等を適切に中学校等に共有すること。特に、生徒が平日に学校部活動、休日に地域クラブ活動に参加する場合には、指導の一貫性を確保することや大会参加機会を確保する観点から緊密な連携を図ること。
- 地域クラブ活動での学校施設の活用や地域クラブ活動での指導を希望する教員の兼職兼業を円滑に行うため、中学校等と必要な連絡調整等を行うこと。
- 地域クラブ活動への参加促進のため、小学校や中学校等と連携しつつ、児童・生徒・保護者等に丁寧な情報提供等を行うこと。

※活動方針・活動状況等の共有に当たっては、ICT や既存の協議会等を活用するなど、学校及び地域クラブ活動関係者双方の負担軽減に留意すること。

※令和6(2024)年12月に学習指導要領解説が一部改訂され、学校と地域クラブ活動との連携等に関する記載が新設されていることにも留意すること。

4. 関係団体等・大学・民間企業との連携

部活動地域展開等を円滑に進めるためには、県、市町が、幅広い関係団体等、大学、民間企業と連携・協働しながら一体となって取り組むことが重要です。

特に、指導者の確保・育成、活動場所等の確保、資金の確保等が大きな課題であり、行政のみで全ての課題解決を図ることは困難であり、そうした各種の資源等を有するスポーツ・文化芸術関係団体、大学、民間企業の協力を得ることが不可欠です。

持続可能な形で連携・協働を推進するためには、協定締結等により連携の枠組みを明確化することや、関係団体等、大学、民間企業にとってもメリットが感じられるようにすることも大切です。

VIII 地域クラブ活動に関する認定制度

国が示す「地域クラブ活動に関する認定制度」を踏まえ、地域クラブ活動に関する認定制度の趣旨や概要等については、下記のような内容が望ましいと考えます。

※詳細については国の別冊資料を参照。

(1) 趣旨及び定義・呼称

○部活動の地域展開により実施される「地域クラブ活動」について、選抜を行う等の競技力向上を主目的としたチームやスクール等との区別や質の担保等の観点から、国ガイドライン及び本プランにより示す認定要件及び認定手続等に基づき、市町等において認定を行う仕組みを構築します。

○認定要件及び認定手続等に基づき、対象となる県内公立中学校等を設置する市町及び県（以下「市町等」という。）が認定した活動を「認定地域クラブ活動」と呼称します。

例「〇〇認定地域クラブ活動」

※認定要件に沿って、市町等が自ら運営する地域クラブ活動については、認定したものとみなす。

(2) 想定される認定の効果

① 生徒・保護者等に対する市町等による情報提供

② 地域クラブ活動の運営等への公的支援

（財政支援、学校施設等の優先利用・使用料減免、学校備品等の活用）

③ 地域クラブ活動への従事を希望する教員等の兼職兼業の許可

④ 生徒の大会・コンクールへの円滑な参加

（市町等における交通費・宿泊費の支援、スクールバスの活用等）

（３） 認定制度の概要（認定要件・認定手続き等）

【認定要件】

学校部活動が担ってきた教育的意義を継承・発展させた活動であり、生徒が身近な地域で希望する活動に主体的に参加できるようにすることで、豊かで幅広い活動機会の保障に寄与するものであること

認定要件の概要

事項	主な内容
①活動の目的 ・理念	・ 学校部活動が担ってきた教育的意義の継承・発展、生徒の豊かで幅広い活動機会の保障（選抜等を行わず、参加を希望する生徒を幅広く受け入れることを含む） ・ 市町等が定める対象区域内に居住する生徒を主な対象とした活動
②活動時間 ・休養日	・ 平日は１日２時間程度以内、休日は１日３時間程度以内 - 週当たりの活動時間は 11 時間程度の範囲内 ・ 週２日以上以上の休養日を設定（休日のみ活動する場合は、原則、土日どちらかを休養日に設定）
③参加費等	・ 活動の維持・運営に必要な範囲で可能な限り低廉な参加費等を設定
④指導体制	・ 暴言・暴力・ハラスメント・いじめ等の不適切行為の防止徹底（日本版 DBS の活用を含む） ・ 市町等が定める研修を受講し、登録された指導者等による指導（「認定地域クラブ活動指導者」登録制度を構築）
⑤安全確保	・ 生徒の健康状態や気温等を考慮した適切な活動、施設・設備等の点検、緊急時の連絡体制整備 ・ 事故等が発生した場合の対応や責任関係等の明確化 ・ 怪我等を補償する保険及び個人賠償責任保険への加入（参加者及び指導者等）
⑥運営体制	・ 関係法令の遵守、規約等の作成・公表、公正かつ適切な会計処理及び関係者への情報開示 ・ 営利を主たる目的とせずに運営・大会等に参加する場合の運営への積極的な協力
⑦学校等との連携	・ 活動方針やスケジュール（年間、月間）、生徒の活動状況等に関する情報共有 ・ 学校施設の活用や教員等の兼職兼業に当たっての必要な連絡調整

※円滑な実施の観点から、一定の経過措置を設定（原則として令和 8（2026）年度末まで）

※市町等が、地域の実情に応じて、上記の「認定要件」に加えて独自の要件を設けることも考えられるが、地域クラブ活動の多様な実態を踏まえ、生徒の活動機会が十分に確保されるよう留意すること。

※②「活動時間・休養日」については、平日の学校部活動と休日の地域クラブ活動の組み合わせの工夫など、多様な形態があり得る。例えば、週当たりの活動時間が 11 時間程度の範囲内に収まり、かつ、週２日以上以上の休養日が設けられるのであれば、平日の活動を週３日以内に抑えつつ休日に２日間連続して活動を行うなど、柔軟な対応を行うことも考えられる。

また、生徒が、学校部活動と地域クラブ活動の両方に参加する場合や複数の地域クラブ活動に参加する場合等においては、参加する活動全体を通算した週当たりの活動時間を 11 時間程度の範囲内とする必要がある。

※市町等が、中学校等の生徒数や生徒のニーズ、活動場所となる施設の状況等の地域の実情を踏まえ、認定する地域クラブ活動の数や競技種目等を定めるとともに、大会等の参加機会の確保の観点も配慮しながら、各地域クラブ活動の参加対象となる生徒の居住する対象区域を定めることに留意すること。

※＜対象区域の設定に当たり考慮すべき観点＞

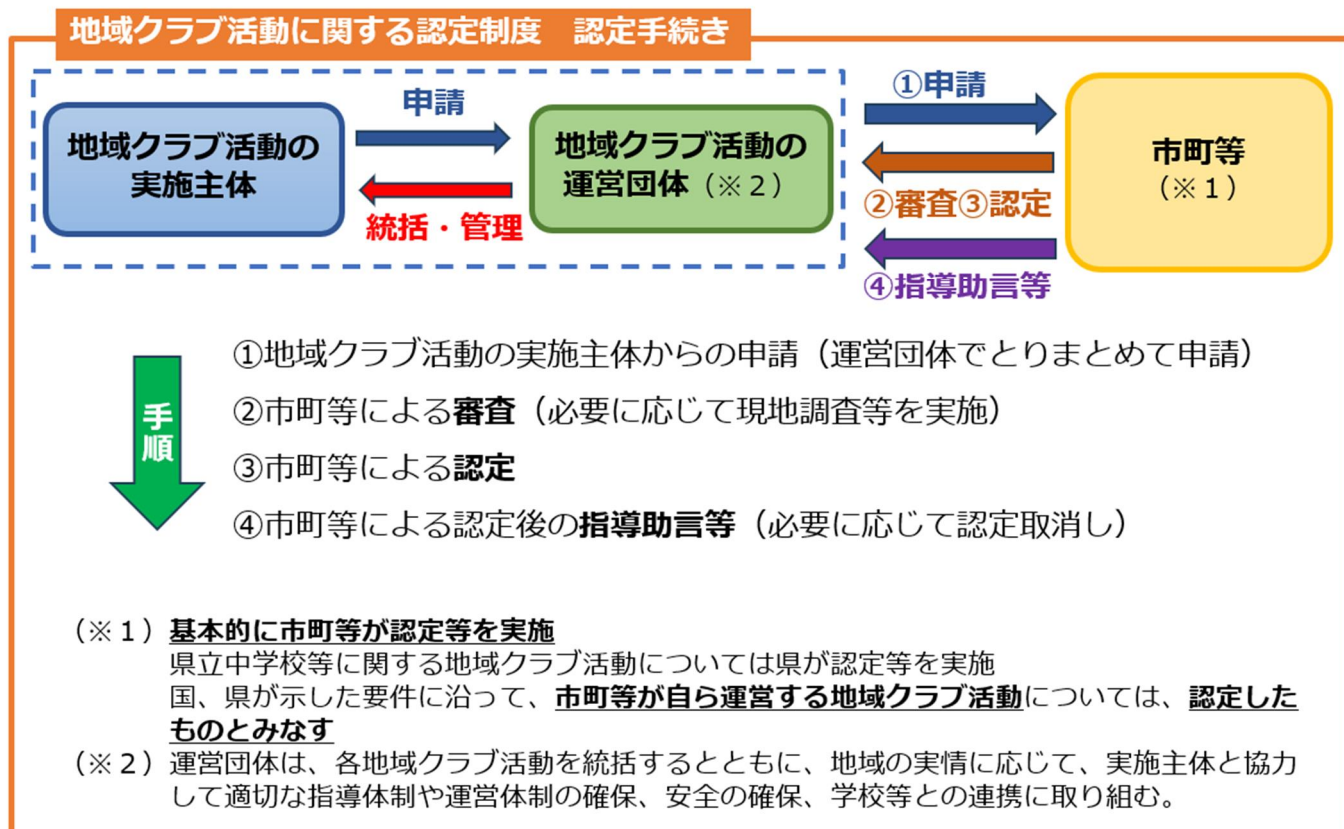
- ・地域のこどもたちは地域で育てるという意識の下で地域の関係者が連携して活動を支えること
 - ・生徒の在籍する中学校等との連携を図ること
 - ・活動場所への移動に過度な負担が生じないよう配慮すること
 - ・競技種目等に応じて過多・過少な人数とならないよう適切な参加人数規模にすること
- ⇒ 中学校区単位で加入する地域クラブ活動が明確になるように設定することが考えられます。

（対象区域設定の例）

- ◆中学校区ごとに十分な参加人数が見込める競技種目等 ⇒ 単一の中学校区
- ◆単一の中学校区では十分な参加人数が見込めない競技種目等 ⇒ 複数の中学校区
- ◆複数の中学校区では十分な参加人数を見込めない場合や
生徒のニーズに応じた多種多様な体験の機会を提供する活動 ⇒ 当該市町の全域、複数の市町

【認定手続等】

図9 地域クラブ活動に関する認定手続き



○地域クラブ活動の運営団体が、各実施主体の申請書等を取りまとめて市町等に提出。市町等は、申請書等に基づき、必要に応じてヒアリングや現地確認等を行いつつ審査の上、認定を実施。

※認定に当たっては、必要に応じて、協議会等の意見を聴くことも考えられる。

○認定の有効期間は、最長3年間の範囲内で、地域の実情に応じて市町等において設定。

○市町等は、定期的な報告やヒアリング、現地確認等により、認定地域クラブ活動の取組状況等を適宜把握し、誓約書に基づき、必要な指導助言等を行うとともに、不正があった場合等の認定取り消しを実施。

(4) 認定されていない地域クラブ活動の取扱い

- 地域クラブ活動は、上記の認定制度に基づく認定を受けて活動することが基本となります。
認定されていない地域クラブ活動においても、中学校等の生徒を対象としたスポーツ・文化芸術活動としての質の担保等の観点から、認定要件に準じた活動を実施することが求められます。
- 特に、活動時間・休養日の設定や、暴言・暴力・ハラスメント等の防止、生徒の安全確保については、地域クラブ活動の運営団体・実施主体において、適切な対応をすることが求められます。

Ⅸ 学校部活動の地域展開に係る本県の課題と取組

1. 地域クラブ活動を担う運営団体・実施主体の体制整備等

【基本的な考え方及び課題】

地域クラブ活動の運営団体・実施主体においては、市町等による企画・調整の下、認定要件等に則って持続的・安定的に生徒のスポーツ・文化芸術活動の機会を提供することが求められるため、当該地域の実情を踏まえ、地域全体で関係者が連携して支えながら適切な運営体制の整備等を行うことが重要です。

本県では、運営団体・実施主体の確保が課題になっており、地域クラブ活動への参画が期待される総合型地域スポーツクラブや文化芸術団体等の団体数が十分ではなく、また、これまで中学生を主な対象にして活動を行ってきた団体の数が少ない状況です。こうしたことから既存団体がない場合に市町等が新たな団体を立ち上げることや、団体の地域展開に向けた活動をサポートする必要があります。

また、地域クラブ活動の運営団体については、各実施主体を統括するとともに活動の運営・管理の中核を担うことから、組織体制・財政基盤の構築・強化、運営を担う人材の確保・育成、ICT等を活用した運営業務の効率化、組織としての責任を明確にするための法人格の取得等を進めることが望ましいと考えられます。

※今後、国において作成予定の地域クラブ活動の創設・運営等に係るガイドブック参照

【取組】

(1) 県内関係団体等の参画支援と広域的な連携体制の構築支援

- ・地域クラブ活動への参画が期待される県内関係団体等に対して参画意向調査を実施し、参画を希望する団体について、市町へ情報提供を行い、円滑なマッチングを支援します。
- ・企業による運営団体・実施主体への参画を支援します。
- ・運営形態については、一つの運営団体が複数の学校区の地域クラブ活動の運営を担う事例や、特定の活動種目や分野に特化した団体が、複数の学校区でその活動を運営する事例などについて、適切に情報提供し、市町の取組を支援します。
- ・市町単独での取組が困難で、複数市町が合同で運営団体を整備することも想定されることから市町をまたがる広域的な連携体制構築の支援に取り組みます。

(2) 運営に関するサポート体制の整備、運営を担う人材の確保・育成

- ・地域クラブ活動の運営体制の強化に向けた支援に取り組みます。
- ・地域クラブ活動の運営に関する相談・助言窓口等のサポート体制の整備・充実に取り組みます。
- ・地域クラブ活動の創設・運営の手順や留意事項等をまとめたガイドブックの作成を検討します。
- ・会計・税務処理や労務管理、個人情報の取扱い、ガバナンス、マネジメント等に関する研修会を実施します。

(3) 持続可能な活動を支える組織体制・財政基盤の整備

- ・地域クラブ活動の運営団体が、地域や保護者から永続的に信頼を得られるよう、「スポーツ団体ガバナンスコード（一般スポーツ団体向け）」の普及・啓発に努めるとともに、同コードに準拠した組織運営の徹底を求めるなど、客観的な信頼を得られる体制整備の促進に努めます。
- ・公益財団法人日本スポーツ協会における総合型地域スポーツクラブ登録制度及び認証制度（部活動の地域展開タイプ）の活用を促進します。
- ・活動の維持・運営に必要である適切な参加費等の額の目安を提示します。
- ・県コーディネーター等による多様な財源の確保策（協賛企業の獲得、ふるさと納税、企業版ふるさと納税の活用等）に関する指導助言や情報提供による支援に取り組みます。

(4) ICT 活用による運営業務の効率化

- ・これまでの実証事業において地域クラブ活動の運営業務負担が課題となっていることから、以下のような ICT 活用による運営業務の効率化に向けた取組事例の普及を図り、活用促進に取り組みます。

- 地域クラブ活動の指導者や参加者との連絡・調整、参加者の出欠、活動の実施報告へのコミュニケーションアプリ等の活用
- 会費徴収や指導者への報酬支払等の会計業務等における ICT の活用
- ICT の活用による各種運営業務の一元的な管理

2. 指導者等の質の保障・量の確保

【基本的な考え方及び課題】

地域クラブ活動を円滑に実施するためには、地域の多様な人材等から、質・量とも十分な指導者等を確保することが不可欠です。地域展開に当たっては、活動内容の質的な向上も図る必要があり、そのためには、部活動の地域展開・地域クラブ活動に関する考え方や仕組みを理解していることに加え、参加者が中学生であることを踏まえた、適切な資質・能力を備え、保護者・生徒等から信頼される指導者等による良質な指導が行われることが重要です。

（「認定地域クラブ活動指導者」登録制度については、国の別冊資料参照）

本県においても地域クラブ活動の指導者等の確保・育成のため、人材バンクの設置や指導者研修会の開催、関係団体等と連携した人材確保の取組等を進めていますが、依然として本県全域の活動に対応する指導者等の量の確保等に苦慮しており、更なる取組を推進する必要があります。

【地域クラブ活動の指導者として想定される人材の例】

【地域スポーツクラブ活動】

総合型地域スポーツクラブの指導者、スポーツ少年団の指導者、競技団体の指導者、民間スポーツクラブの指導者、アスリート人材、スポーツ推進委員、大学生（特に体育・スポーツ系及び教員養成系、卒業生を含む。）、退職教員、教員（兼職兼業）、部活動指導員（地域クラブ活動の指導者を兼務）、民間企業等の社員・自営業者・公務員（兼職兼業）、保健体育の教員免許所持者、SEA・CIR（JET プログラムによるスポーツ国際交流員・国際交流員）、武道関係者 等

【地域文化クラブ活動】

アマチュアでの活動者、アーティスト、民間の文化芸術関係の指導者、大学生、退職教員、教員（兼職兼業）、部活動指導員（地域クラブ活動の指導者を兼務）、民間企業等の社員・自営業者・公務員（兼職兼業）、音楽・美術等の教員免許所持者 等

【取組】

（１） 多様な人材の発掘・マッチング・配置

- ・人材バンクの設置・運用等をし、関係団体・民間企業・大学等と連携しながら、幅広い関係者の登録促進やマッチング支援に取り組みます。
- ・（公財）日本スポーツ協会（JSP0）公認指導者資格や競技団体等が定める公認指導者資格を有する指導者等に対し、地域クラブへの参画意向調査を実施し、参画を希望する指導者の人材バンクへの登録を促進します。
- ・専門的な指導を行う人材だけではなく、指導補助や見守り、大会運営など、活動をサポートする幅広い人材が、地域クラブ活動に携わる仕組みの構築に努めます。

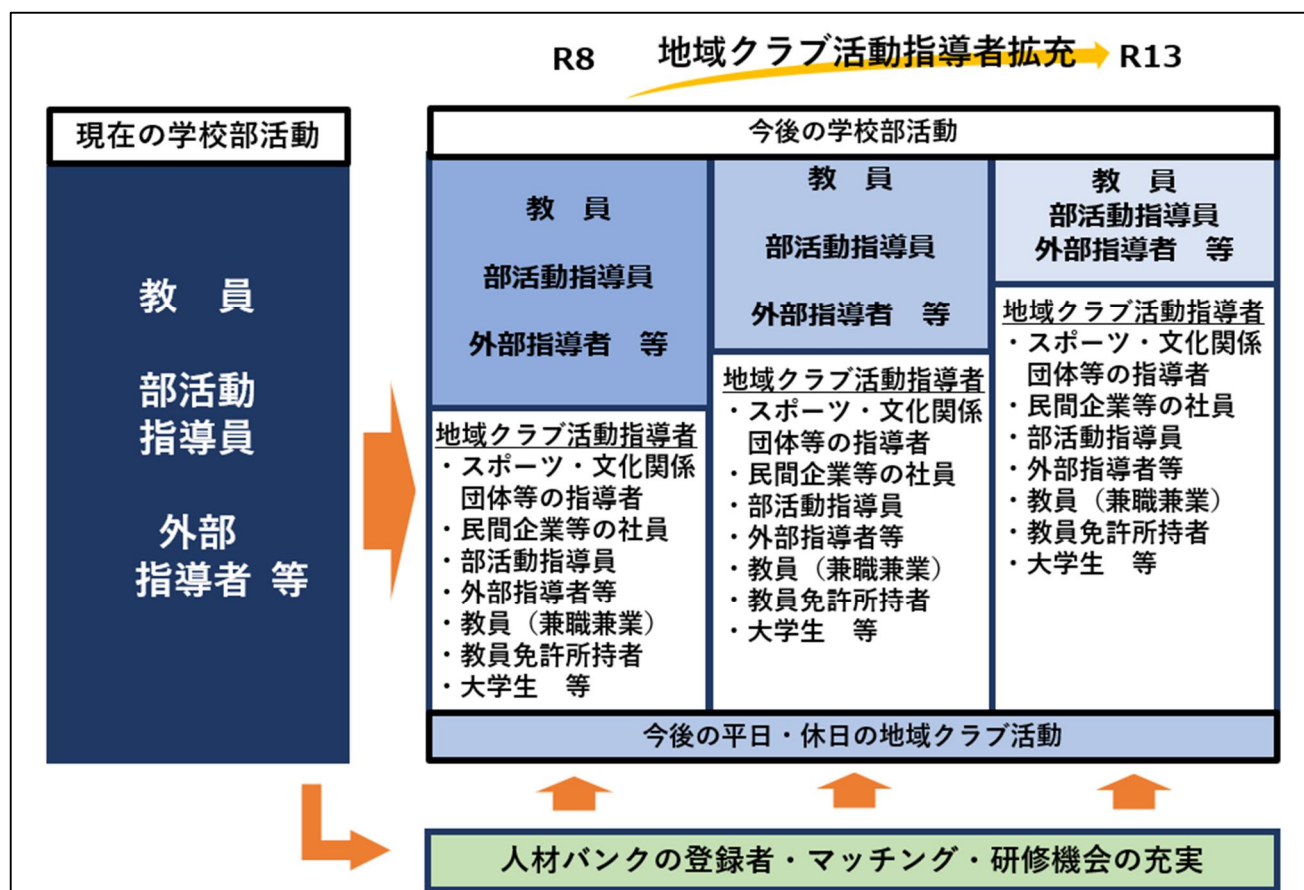
（２） 適切な資質・能力の保障、人材育成

- ・生徒にとって望ましい地域スポーツ・文化芸術環境を整備するため、研修会の開催（オンラインの積極的な活用含む）等により、適切な資質・能力を備えた良質な指導者等の養成を目指します。
（「認定地域クラブ活動指導者」登録制度に示す研修メニュー例に沿った研修の実施）
- ・公認スポーツ指導者資格等の取得促進のための仕組みづくりや長期的な人材育成の観点から、指導補助や見守りなどを含めた地域クラブ活動を支える多様な人材が、学び続けることのできる仕組みづくりに努めます。

《その他、想定される取組事例》

- 経験豊富な指導者とペアで指導を行う OJT の推進
- 大学との組織的な連携による大学生の活用（地域クラブ活動における指導の単位化促進、大学生への事前研修）
- 民間企業等に対する短時間勤務制度や副業制度などの柔軟な勤務制度の導入検討依頼
- 女性アスリートの健康課題等に関する指導者等の理解促進や予防に向けた取組の実施
- 障害の有無に関わらず、生徒の実態や特徴に応じた指導方法の習得
- 平日（学校部活動）と休日（地域クラブ活動）の一貫指導
 - ・運営団体・実施主体と学校との間での活動方針等の共有
 - ・共通の指導者による指導（兼職兼業の教員や部活動指導員による地域クラブ活動の指導、地域クラブ活動の指導者を部活動指導員に任用）

図 10 人材バンクの充実による地域クラブ活動指導者の拡大（イメージ）



3. 活動場所の確保

【基本的な考え方・課題】

本県における地域クラブ活動の主な活動場所として、学校施設をはじめ、社会体育施設や民間施設等の様々な施設が活用されており、引き続き、生徒のスポーツ・文化芸術活動の機会を確保するためには、地域クラブ活動を行う場所を十分に確保していく必要があります。

また、地域クラブ活動が今後増加し、多様な活動が地域クラブ活動として広がることに対応していくためには、学校施設等の更なる利用促進に加え、鍵の受け渡し等の学校の働き方改革や地域クラブ活動指導者の負担軽減の観点から、学校施設をはじめとした活動場所の効果的・効率的な管理等にも取り組むことが重要です。

特に、地域クラブ活動は、他の地域スポーツ・文化芸術団体と同様に社会教育に位置付けられることから、学校施設等を利用する際には、他の団体との競合により活動場所を利用できずに、生徒の活動に支障が生じる可能性があります。生徒の移動の便宜や用具の保管等の観点からも、学校教育に支障のない限り、地域クラブ活動において優先して活用できるようにしていくことが極めて重要であるとともに、地域住民を含めた幅広い利用等が可能となるよう学校施設管理の在り方を整理する必要があります。

【取組】

(1) 活動場所等の確保（学校施設等の有効活用）

- ・ 県内公立中学校をはじめとして、小学校や高等学校、特別支援学校、大学、廃校施設等に加え、公共のスポーツ施設、社会教育施設や、地域団体・民間事業者等が保有する施設の活用促進に取り組んでいきます。
- ・ 県立学校施設管理の考え方や利用上のルール等に関する検討を行い、地域クラブ活動を行う団体のより良い環境づくりに努めます。
- ・ 認定地域クラブ活動に対する県立学校施設等の優先利用・使用料の減免について検討します。

(2) 活動場所の管理運営の効率化

- ・ 管理者及び利用者の負担軽減を考慮し、ICTの活用による予約システムの構築や予約システムと連動したスマートロックの導入、キーボックス等による鍵の受け渡し等の管理運営の効率化について検討します。

4. 活動場所への移動手段の確保

【基本的な考え方・課題】

地域クラブ活動の活動場所が生徒の所属する中学校等以外となる場合や、複数の中学校等の生徒が地域クラブ活動に参加する場合等においては、活動場所への移動手段の確保が必要です。

本県では、これまでの実証事業等から、活動場所への送迎が保護者の負担になっていることや移動手段の不足による体験格差の懸念が課題となっています。

活動場所への移動手段の確保については、多くの生徒が集まりやすい活動場所の確保と一体的に検討をするとともに、スクールバスなどの既存の送迎車両の有効活用を行うことが重要です。また、地域公共交通との連携等の観点から、市町等における交通部局と教育部局及びスポーツ部局・文化芸術部局等との連携の下、推進することが必要です。

教育・スポーツ・文化分野以外で、例えば、介護・福祉分野や医療分野など地域における移動手段の維持・確保が課題となっている政策分野があることから、多様な分野の関係者が連携・協働していくことも重要です。地域が有する様々な分野の輸送資源を最大限に有効活用することについても求められています。

【取組】

(1) 地域公共交通及び多様な分野との連携

- ・地域公共交通との連携等の観点から、交通部局と教育部局及びスポーツ部局・文化芸術部局等と密接に連携し、また、移動手段の維持・確保が課題となっている多様な分野の関係者と連携・協働し、移動手段の確保に向けた取組を検討します。
- ・市町部活動地域展開担当者や市町交通部局担当者に対し、事例等の情報提供を行い、移動手段確保に向けた取組を支援します。

《想定される取組事例》

項目	主な取組事例
既存の送迎車両の有効活用	・スクールバスやスポーツ団体等のマイクロバスの活用 等
地域公共交通との連携等	・地域公共交通の運行ダイヤに合わせた地域クラブ活動の実施 ・地域公共交通の運行ダイヤの見直しの検討 ・地域公共交通の利用料への補助 ・AI オンデマンド交通等の新技術や自家用有償旅客運送（公共ライドシェア）の仕組みの活用 等
多様な政策分野との連携・協働等	・他分野（福祉・観光・商業等）の送迎車等の活用の検討 ・地方公共団体における送迎事業（複数）の一括委託 等

5. 大会やコンクールの在り方

【基本的な考え方・課題】

栃木県中学校体育連盟（以下「県中体連」という。）及び域内の中学校体育連盟（以下「域内の中体連」という。）、文化芸術関係団体におけるコンクール等では、規程等の見直しが行われ、地域クラブ活動に参加する生徒が大会に参加できるようになってきています。一方、規程等の見直しが検討段階の状況にある場合等もあり、地域クラブ活動の参加者が大会等に参加できない場合も見受けられます。

また、これまで学校部活動として大会等に参加していた際に、顧問の教師等が担ってきた引率や大会運営、大会に参加する生徒への支援についても、教師の負担を軽減しつつ、生徒が持続的に大会等に参加できるよう、大会等の主催者や県、市町において、適切な対応をしていくことが重要です。

【取組】

（１） 生徒の大会等の参加機会の確保

- ・ 生徒の大会等の参加機会の確保の観点から、大会参加規程の見直しが円滑に進められ、地域クラブ活動参加者の大会参加が更に促進されるよう、競技団体や文化芸術関係団体、県中体連、栃木県中学校文化連盟（以下「県中文連」という。）等の大会主催者等との連携を図っていきます。
※認定地域クラブ活動については、国や県が示す要件に基づき、市町等が認定した公的な性質を有する活動であることから、大会やコンクール等に円滑に参加が認められるよう考慮
- ・ 多様なニーズに応じた大会やコンクール（スポーツ・文化芸術活動を楽しむことや他の生徒との交流を深めることを目的等）が開催されるよう、併せて大会主催者等との連携を図っていきます。
- ・ 県ではこれまで、県中体連が主催する大会や県中文連が主催する諸文化行事等に対する支援を行ってきました。地域クラブ活動参加生徒への大会参加に係る支援について、学校部活動と同様に検討していきます。

（２） 大会等の運営に係る体制の整備

- ・ 大会の運営については、大会主催者等に対し、地域クラブ活動関係者や保護者等の参画促進、大会運営業務の外部委託の検討、持続可能で効率的な大会運営の在り方の検討について働きかけをしていきます。

6. 生徒・保護者等の関係者の理解促進及び参画促進

【基本的な考え方・課題】

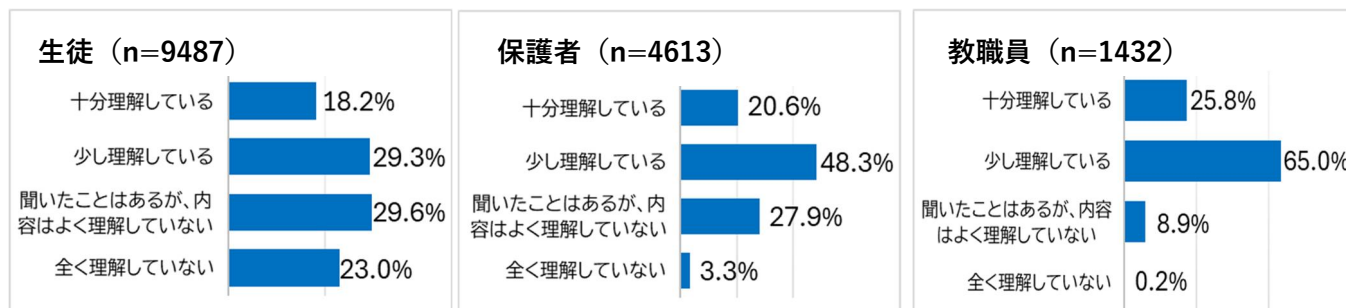
学校部活動の地域展開は、大きな変化を伴う改革であり、円滑に進めるためには、生徒や保護者等に対して、学校部活動を取り巻く現状・課題や、改革の理念、地域展開による効果、地域クラブ活動の実施体制・活動内容、会費・保険の取扱い等について、丁寧に周知し、理解を得ることが大切です。

これまで県、市町において、部活動地域展開に関する情報の HP 掲載、チラシ・動画等による周知・広報を行うとともに、説明会等の開催や生徒のニーズ把握のためのアンケート等を実施してきましたが、図 11 のとおり、生徒や保護者の地域展開に関する理解が十分ではありません。更なる改革を推進するためには、より一層の周知・広報等を進めていく必要があります。

また、地域クラブ活動の在り方等を検討するに当たっては、当事者である生徒や今後中学校等に入学する小学生の意見・希望を的確に把握し反映させることが重要であるとともに、生徒が自らの希望にあった地域クラブ活動に参加できるよう、県、市町及び地域クラブ活動の運営団体・実施主体等において、当該地域の部活動地域展開等の方向性や、地域クラブ活動の状況等について、学校と連携してきめ細かな情報提供等を行うことが重要です。

さらに、地域クラブ活動は、学校教育としての部活動が担ってきた意義を継承・発展させるものであり、活動・運営への生徒の積極的な参画を通じて、生徒の自主性・主体性、他者と協働する力の育成等につなげていくことも重要です。

図 11 部活動の地域展開に係る理解度



資料：R7 休日の地域クラブ活動に関する実証事業アンケート（栃木県教育委員会）

【取組】

（１） 効果的な周知・広報等

- ・部活動の地域展開等の取組方針等を分かりやすく示した普及啓発チラシ・動画等を作成し、部活動地域展開に係る HP や SNS、各種広報媒体を通じた効果的な周知・広報に取り組むことで生徒・保護者等関係者の理解を促進します。
- ・県、市町、関係団体等と連携した説明会等の開催による地域クラブ活動への参加促進に向けた情報提供に取り組みます。

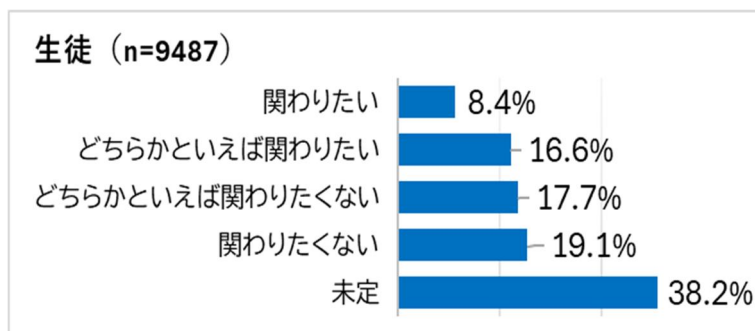
（２） 生徒等のニーズの把握・反映

- ・地域クラブ活動を通じた生徒・保護者等の認識や意向等の把握のためのアンケートを実施するとともに、その結果に基づく活動の構築・改善に取り組んでいきます。

(3) 生徒のクラブ運営等への参画

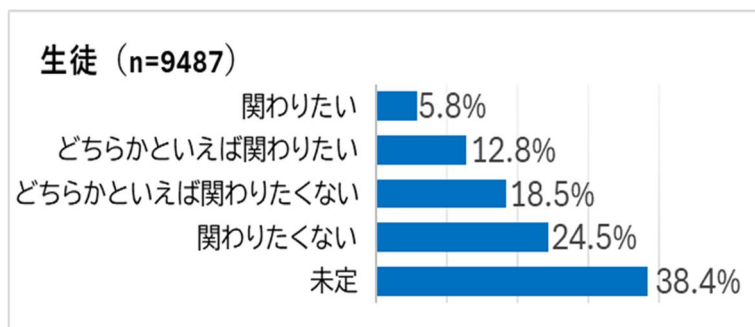
- ・地域クラブ活動において、生徒同士による活動目標・活動計画、役割分担等の話し合いが行われるなどの活動・運営への生徒の積極的な参画を促進していきます。そうした参画により、生徒が中学校卒業後も地域クラブ活動へ参加することや将来的に指導者やクラブ運営等に関わること等の仕組みの構築に向けた環境整備に取り組んでいきます。

図 12 将来的な地域クラブ活動の指導者への参画意向



資料：R7 休日の地域クラブ活動に関する実証事業アンケート（栃木県教育委員会）

図 13 将来的な地域クラブ活動運営への参加意向



資料：R7 休日の地域クラブ活動に関する実証事業アンケート（栃木県教育委員会）

7. 生徒の安全・安心の確保のための体制整備

【基本的な考え方・課題】

地域クラブ活動は、学校部活動の教育的意義等を継承・発展させながら、生徒に対してスポーツ・文化芸術活動の機会を提供する公的な性質を有する活動であり、学校部活動と同様に、事故や暴力・暴言・ハラスメント等（性暴力等を含む）の不適切行為やいじめの防止等を徹底し、生徒が安全・安心に活動に取り組める環境を構築する必要があります。

本県のこれまでの実証事業においても、指導者の指導法や安全管理について、課題と考えている生徒・保護者等がいる状況です。

県、市町や運営団体、実施主体等において、事故等や不適切行為が発生した場合の責任の所在を明確化した上で、発生時には、保護者や生徒が所属する中学校等とも適切に連携しながら、迅速かつ丁寧な事後対応を行うとともに、再発防止に向けて事案の分析や防止対策の強化を行うことが重要です。

さらに、怪我等が生じても生徒や指導者が十分な補償が受けられるよう、適切に保険に加入することも重要です。

※運動・スポーツ中の安全確保対策の評価・改善のためのガイドライン（試行版）【スポーツ庁】参照

【取組】

（１） 事故や暴力・暴言・ハラスメント等の不適切行為の防止

- ・事故や暴力・暴言・ハラスメント等の不適切行為の防止のため、指導者・保護者・生徒等への研修・普及啓発等を推進し、関係者の共通理解の向上に取り組みます。（日本版 DBS の活用含む。）
- ・スポーツドクターや有資格のトレーナー等との連携体制構築などの、地域クラブ活動の運営団体・実施主体における組織的な体制整備を支援します。
- ・市町や地域クラブ等からの相談を受け付ける仕組みづくりに努めます。

（２） 責任の所在の明確化、事後対応・再発防止

- ・地域クラブ活動に関する認定制度及び指導者の登録制度の構築・運用等における助言等を通じて、安全・安心の確保を図り、これらの制度が効果的に運用される仕組みづくりに取り組んでいきます。
- ・地域クラブ活動の運営団体等の賠償責任保険（例：スポーツ安全協会の「スポーツ・文化法人責任保険」（法人対象））への加入を促進します。

（３） 生徒及び指導者の保険への加入

- ・自身の怪我等を補償する保険や個人賠償責任保険（例：スポーツ安全協会の「スポーツ安全保険」は両者を兼ね備えたもの）への加入を促進します。

【留意事項】

- 指導者には、自らが不適切行為を行わないことは当然のこととして、生徒同士等における不適切行為を防止する役割も求められること。特に、生徒同士等の暴力やいじめ等の行為を防止する観点から、適切な集団づくりや日頃からの生徒への目配りなどにも留意すること。
- 近年、スマートフォン・SNS等の普及に伴い、生徒がトラブルや犯罪に加害者として関わってしまう可能性も大きくなっていることから、人を傷つける書き込みは人権侵害であり、犯罪になることもあること、他人に損害を与えれば損害賠償責任を負うこともあることに留意すること。

※以下、国の「部活動の地域展開等に関する参考資料」

「地域クラブ活動において事故等が発生した場合の賠償責任主体及び賠償制度・保険の取扱いについて」参照

地域クラブ活動において事故等が発生した場合の賠償責任主体及び賠償制度・保険の取扱いについて

- **地域クラブ活動の運営上の瑕疵に起因する事故等**については、地域クラブ活動の運営主体（市区町村、市区町村以外の団体）や、事故等の原因主体（団体、指導者、生徒）に応じて賠償責任主体や賠償制度・保険の取扱いが異なる。
- **活動場所（市区町村立中学校）の施設・設備の瑕疵に起因する事故等**については、地域クラブ活動の運営主体等に関わらず、施設・設備の管理者である市区町村が賠償責任主体となり、国家賠償法２条が適用される。

※【 】は賠償制度・保険の取扱い

			（１）地域クラブ活動の運営上の瑕疵に起因する事故等			（２）活動場所 （市区町村立中学校）の施設・設備の瑕疵に起因する事故等
			①団体の瑕疵に起因	②指導者の瑕疵に起因	③生徒の瑕疵に起因	
地域クラブ活動	運営主体	市区町村	市区町村 【国家賠償法１条】	・市区町村 ・指導者（故意又は重過失の場合には市区町村から求償） 【国家賠償法１条】	生徒（保護者） 【民間保険】 ※スポーツ安全協会の「スポーツ安全保険」など	市区町村 【国家賠償法２条】
		市区町村以外の団体	団体 【民間保険】 ※スポーツ安全協会の「スポーツ・文化法人責任保険」（法人対象）など	指導者（団体に雇用されている場合は団体も使用者責任を負う） 【民間保険】 ※スポーツ安全協会の「スポーツ安全保険」など	生徒（保護者） 【民間保険】 ※スポーツ安全協会の「スポーツ安全保険」など	
	（参考）学校部活動		市区町村 【国家賠償法１条】 ※災害共済給付において免責特約（災害共済給付の額の限度において設置者の賠償責任を免れさせる特約）を付することが可能	・市区町村 ・指導者（故意又は重過失の場合には市区町村から求償） 【国家賠償法１条】 ※同左	生徒（保護者） 【民間保険】 ※災害共済給付では賠償責任保険は対象外。学校管理下の活動であり、「スポーツ安全保険」の対象外	

8. 障害のある生徒の活動機会の確保

【基本的な考え方・課題】

障害の有無に関わらず、生徒が希望する活動を主体的に選択できる環境の整備を進めていくためには、障害がある生徒も活動に参加することを想定して、それぞれの取組を進めることが重要です。

本県においても、実証事業において、障害のある生徒が参加することを想定した取組が実施されていますが、障害の有無に関わらず、生徒が希望する活動を主体的に選択できる環境の整備は十分ではなく、学校側との連携や、活動場所への移動等も課題となっています。

指導者が指導に当たっての留意点等を把握し、障害の特性に応じた配慮や工夫を行うとともに、多様な関係者等と連携し、障害がある生徒も参加できる安全で多様な活動を展開していくことが重要です。

さらに、学校部活動と地域クラブ活動で指導者や活動場所等が変わる場合は、学校とは異なる環境においても生徒が安心して活動できるよう、受け入れ側の障害の状態や特性等への理解や学校側の協力などの連携が必要です。

【取組】

（１） 多様な地域の関係者の参画

- ・地域のスポーツクラブ・文化芸術関係クラブ、障害者スポーツセンター、地域のパラスポーツ協会、放課後等デイサービス実施事業者等、多様な地域の関係者等の参画促進に取り組んでいきます。

（２） 指導者の資質・能力の向上

- ・公認パラスポーツ指導資格等の取得促進や指導の実践のための仕組みづくり、長期的な人材育成の観点から、指導補助や見守りを含めた多様な人材が学び続けることのできる仕組みづくりに努めます。
 - ・スポーツ庁が作成する障害のある人へのスポーツ指導等の際に参考となるツール等を活用した指導者の資質・能力の向上（特に、障害のある生徒への指導を専門としない指導者等）等に努めます。
- ※障害のある方へのスポーツ指導・関わり方 入門ハンドブック【スポーツ庁】参照

（３） 新たなスポーツ・文化芸術活動の機会の確保

- ・中学校や特別支援学校などにおいて、学校部活動が行われておらず、障害のある生徒が、学校部活動に参画する機会がない場合における、新たなスポーツ・文化芸術活動の機会提供の充実に努めます。
- ・障害のある生徒が、中学校や特別支援学校などで現に他の生徒とともに学校部活動を行っている場合において、運営団体・実施主体における障害のある生徒の受け入れが円滑な連携のもとに実施される環境の構築を目指します。

9. 費用負担の在り方

【基本的な考え方・課題】

図14のとおり、アンケート結果において、保護者負担がある場合、保護者の約14%は「全く参加させたくない」、「参加させたくない」と回答しています。

このため、参加費等が保護者にとって大きな負担になるような額になると、生徒が地域クラブ活動に参加することを躊躇してしまったり、諦めてしまったりする恐れがあります。

地域クラブ活動においては、地域の実情等に応じて安定的・継続的に地域展開の取組が進められるよう、また市町間での受益者負担の水準に大きなばらつきが出ないように、国が示す受益者負担の金額の目安等を踏まえ、受益者負担と公的負担とのバランス等の費用負担の在り方等を検討し、国・県・市町等が支え合いながら適切な支援を行うことが重要です。

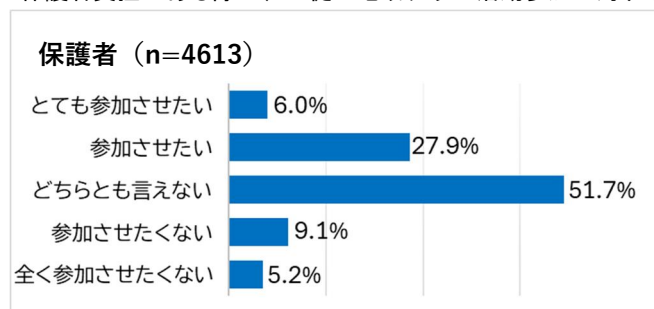
その際、家庭の経済格差が生徒の体験格差につながることをないよう、経済的に困窮する世帯の生徒への支援については確実に措置を行う必要があります。

※参加費のイメージ

- 休日に週1日・月4日程度の活動を実施する場合、参加費は月額1,000円～3,000円程度
- 地域の実情や、実施回数、実施体制、競技種目等の特性などの実態を踏まえ、例えば、月額数百円程度や月額4,000円程度とすることなども含め、多様な設定が想定

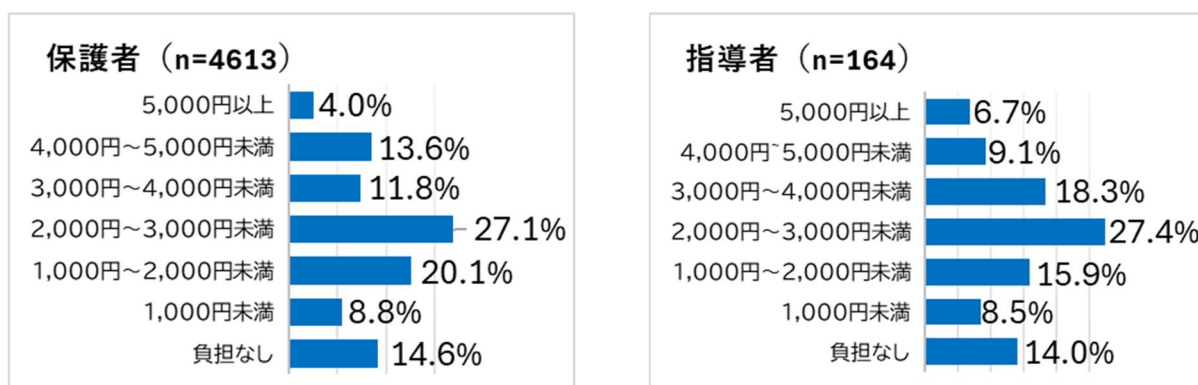
※費用負担の在り方については、企業版ふるさと納税やガバメントクラウドファンディングをはじめとした寄附等の活用、民間企業との連携等、受益者負担と公的負担以外の新たな財源の確保等も有効に組み合わせていくことについて留意

図14 保護者負担がある際の、生徒の地域クラブ活動参加に対する保護者の考え



資料：R7 休日の地域クラブ活動に関する実証事業アンケート（栃木県教育委員会）

図15 休日の地域クラブ活動における保護者が負担する妥当額（月謝）に対する保護者、指導者の考え



資料：R7 休日の地域クラブ活動に関する実証事業アンケート（栃木県教育委員会）

【取組】

（１）費用負担の在り方に関する学校・家庭・地域・運営団体等への理解促進

- ・関係団体とも連携しつつ、保護者や生徒、学校や地域等へ、受益者負担を踏まえた費用負担の在り方等に対する理解の促進を図ります。
- ・運営団体等に対して、地域の実情や競技種目等の特性に応じて、地域クラブ活動を持続的・安定的に運営していくために必要な範囲で、可能な限り低廉な参加費等が設定されるよう働きかけを行うなど環境の整備に取り組みます。

（２）経済的に困窮する世帯の生徒への支援

- ・経済的に困窮する世帯の生徒に対する支援について、国の動向を踏まえながら取組を進めていきます。

10. 関連諸制度等への対応

【基本的な考え方・課題】

学校で部活動が運営され、教員等が顧問となって指導を担うことが前提となっている関連諸制度について、地域でスポーツ・文化芸術活動に参加する生徒が増えていく状況に対応した見直しが進められているところであり、本県においても、諸制度の見直しへの対応が必要です。

【取組】

（１）教員等の兼職兼業

- ・「公立学校の教師等が地域クラブ活動に従事する場合の兼職兼業について（手引き）」（令和5（2023）年1月 文部科学省）や「栃木県学校部活動及び地域クラブ活動の在り方等に関する方針」（令和6（2024）年3月）を踏まえ、地域クラブ活動での指導を希望する教員等が、円滑に兼職兼業の許可を得られるよう、規程や運用の見直しを行います。
- ・認定地域クラブ活動については、国や県が示す要件に基づき市町等が認定した公的な性質を有する活動であることを踏まえ、学校運営に支障がない限り、許可できるよう検討を進めていきます。
- ・中学校の教員だけでなく、小学校の教員、さらには、高等学校・特別支援学校の教員などの幅広い人材が、その希望に応じて、円滑に兼職兼業を行うことができる仕組みの構築に向けた支援に努めます。

【留意事項】

- 市町教育委員会は、国が示す手引きや本プラン等を参考にしつつ、指導を希望する教員が兼職兼業により、地域クラブ活動の業務に従事できるような仕組みづくりが必要になります。
- 教育委員会が兼職兼業の許可をする際には、教員等の本人の希望を尊重し、指導を望んでいないにもかかわらず参加を強いられることがないように十分に確認するとともに、勤務校等における業務への影響の有無、教員等の心身の健康への配慮など、学校運営に支障がないことの学校長の事前確認等も含め、検討して許可を出すことが大切です。

○兼職兼業を行う教員等については、教員等の身分としての服務監督を行う教育委員会等が、地域クラブ活動の指導者の身分としての勤務管理を行う運営団体等と連携して、勤務時間等の全体管理を行うなど適切な労務管理を実施することが重要です。

○教員等が兼職兼業で従事を希望する地域クラブ活動の所在市町と、勤務校の所在市町が異なる場合においても、その希望に応じて、円滑に兼職兼業を行うことができるよう、関係する教育委員会等において適切に連携を行うことが大切です。

○地域クラブ活動での指導を希望する教員のやりがい失われることのない環境を整備することは地域スポーツ・文化芸術振興の観点からも効果的です。

○以上の観点を踏まえ、県として教員の兼職兼業による地域クラブ活動に従事する時間については、以下の時間を目安とすることが適当と考えます。

● 1 か月の兼職兼業における地域クラブ活動時間と時間外在校等時間を通算した時間は 45 時間以内を目安。通算した時間が 80 時間以内とならないことが見込まれる場合には兼職兼業の許可をしないこととする。

※上記は、あくまで上限を示しているものであり、上限時間まで業務を行うことを推奨するものではない。

※兼職兼業に係る規程等の整備が行われていない教育委員会においては、速やかに関係規程等の整備・周知を行うことが必要。

(2) 高等学校等入学者選抜における部活動・地域クラブ活動の取扱い

- ・高等学校等の入学者選抜においては、学力検査や各教科の成績だけでなく、学校部活動も含めた学校内外の諸活動について、生徒の個性を多面的に捉え、生徒の優れている点や長所等においても評価することが求められてきました。
- ・県教育委員会では、入学者選抜において、これまでも学校内外の諸活動に関する評価を実施してきたところですが、引き続き、学校部活動と地域クラブ活動で、高等学校等入学者選抜における取扱いに差異が生じることがないように十分留意し、学校内外のスポーツ・文化芸術活動に関する評価の在り方について検討していきます。

※留意点

地域クラブ活動の運営団体等は、必要に応じて生徒が所属する中学校等と情報共有等を行うことが想定されることに留意（高等学校と直接やりとりをすることは想定されない）。

巻末資料

1 参考文献・参考資料

- (1) 部活動改革及び地域クラブ活動の推進等に関する総合的なガイドライン〔文部科学省：令和7(2025)年12月〕

https://www.mext.go.jp/sports/b_menu/sports/mcatetop04/list/1405720_00025.htm



- (2) 地域スポーツクラブ活動への移行に向けた実証事業 事例集【スポーツ庁】

https://www.mext.go.jp/sports/b_menu/sports/mcatetop01/list/jsa_00016.html



- (3) 文化部活動改革(部活動の地域移行に向けた実証事業等) 事例集【文化庁】

https://chiikibunkaclub.jp/zenkoku_torikumi/index.php



- (4) 栃木県学校部活動及び新たな地域クラブ活動の在り方等に関する方針〔栃木県教育委員会：令和6(2024)年3月〕

<https://www.pref.tochigi.lg.jp/m12/bukatsu/documents/20240313171928.pdf>



- (5) 公立学校の教育職員の業務量の適切な管理その他教育職員のサービスを監督する教育委員会が教育職員の健康及び福祉の確保を図るために講ずべき措置に関する指針〔文部科学省：令和7(2025)年9月25日改正〕

https://www.mext.go.jp/content/20260216-mxt_kyoikujinzai01-100002245_1.pdf



- (6) 学校における働き方改革推進計画〔栃木県教育委員会：令和8(2026)年3月〕

<https://www.pref.tochigi.lg.jp/m01/gakkouniokeruhatarakikatakeikaku.html>



- (7) 「学校における働き方改革推進プラン（第2期）」に基づく実態調査〔栃木県教育委員会：令和7（2025）年11月〕

<https://www.pref.tochigi.lg.jp/m01/2023jittaityousakekka1.html>



- (8) 公立学校の教師等が地域クラブ活動に従事する場合の兼職兼業について（手引き）〔文部科学省：令和5（2023）年1月〕

https://www.mext.go.jp/content/20230130-mxt-syoto01-000025338_5.pdf



- (9) こども性暴力防止法（学校設置者等及び民間教育保育等事業者による児童対象性暴力等の防止等のための措置に関する法律）〔子ども家庭庁〕

<https://www.cfa.go.jp/policies/child-safety/efforts/koseibouhou>



- (10) 運動・スポーツ中の安全確保対策の評価・改善のためのガイドライン（試行版）〔スポーツ庁：令和8（2026）年1月〕

https://www.mext.go.jp/sports/b_menu/sports/mcatetop05/list/1372002.htm



- (11) 障害のある方へのスポーツ指導・関わり方 入門ハンドブック〔スポーツ庁：令和7（2025）年5月〕

https://www.mext.go.jp/sports/b_menu/sports/mcatetop06/list/detail/1379526_00004.htm



- (12) スポーツ団体ガバナンスコード（一般スポーツ団体向け）〔スポーツ庁：令和5（2023）年11月改定〕

https://www.mext.go.jp/sports/content/20231201-spt_kyosport-300001060_1.pdf



- (13) 運動部活動用指導手引〔スポーツ庁〕

https://www.mext.go.jp/sports/b_menu/sports/mcatetop04/list/detail/1408193.htm



(14) 地域の公共交通リ・デザイン実現会議とりまとめ（令和6年5月17日閣議決定）

・ 本文 <https://www.mlit.go.jp/sogoseisaku/transport/content/001745857.pdf>



・ 概要 <https://www.mlit.go.jp/sogoseisaku/transport/content/001745858.pdf>



2 関連 Web サイト

(1) 部活動改革ポータルサイト（スポーツ庁）

https://www.mext.go.jp/sports/b_menu/sports/mcatetop01/list/1372413_00003.htm



(2) 文化庁活動改革（文化庁）

https://www.bunka.go.jp/seisaku/gei_jutsubunka/sobunsai/93972201.html



(3) 栃木県 HP（部活動に関するページ）

<https://www.pref.tochigi.lg.jp/kyouiku/gakkoukyouiku/bukatudou/index.html>



3 用語集

用語	解説
地域クラブ活動	地域の運営団体・実施主体による地域スポーツクラブ活動及び地域文化クラブ活動のこと。地域クラブ活動は、学校の教育課程外の活動として、社会教育法上の「社会教育」（主として青少年及び成人に対して行われる組織的な教育活動（体育及びレクリエーションの活動を含む）の一環として捉えることができ、また、スポーツ基本法や文化芸術基本法上の「スポーツ」「文化芸術」として位置付けられるもの。
部活動指導員	学校教育法施行規則（昭和二十二年文部省令第十一号）第七十八条の二、第百四条及び第百三十五条で定める学校の職員。部活動の顧問となり、単独での指導や引率が可能。学校の教育計画に基づき、生徒の自主的、自発的な参加により行われるスポーツ、文化、科学等に関する教育活動である部活動において、校長の監督を受け、技術的な指導に従事する。
合同チーム、合同練習	合同チームは、少人数の部活動による単独チームでの大会参加ができない場合に、複数校の生徒で編成するチーム。合同チームや合同練習は、それぞれの学校に部活動があり、それぞれに指導者がいるものの、あくまで一時期に、大会に同じチームとして出場したり、一緒に練習をしたりするもの。
合同部活動	合同部活動は、複数の学校で一つの部活動を拠点校等に設置することをさし、その際は1人以上の指導者（顧問等）がその一つの部活動に対して配置されることとなる。そのため、運営の主体と責任の所在をはっきりとさせ、生徒や保護者の理解を得て行うことが必要。
拠点校部活動	拠点校部活動とは、少子化による生徒数の減少や生徒の多様なニーズに応えるため、在籍する学校に希望する部活動がない生徒が特定の学校（拠点校）の部活動に参加できる仕組みのこと。
総合型地域スポーツクラブ	人々が、身近な地域でスポーツに親しむことのできる新しいタイプのスポーツクラブで、子供から高齢者まで（多世代）、様々なスポーツを愛好する人々が（多種目）、初心者からトップレベルまで、それぞれの志向・レベルに合わせて参加できる（多志向）、という特徴を持ち、地域住民により自主的・主体的に運営されるスポーツクラブ。

スポーツ少年団

こどもたちが自主的にメンバーとして参加し、「自由時間に、地域社会で、スポーツを中心としたグループ活動を行う団体」。単位団は、団員のほか、リーダー、指導者、役員・スタッフ、育成母集団等により構成。団員が活動を通じて歓びや楽しさを体験し、仲間との連帯や友情、協調性や創造性などを育み、良き社会人として成長してくれることが期待されている。

「とちぎ部活動地域展開プラン」作成協力者

【令和7(2025)年度 栃木県部活動改革検討委員会】

- 委員長 横嶋 剛（日本女子体育大学 教授）
- 副委員長 高橋 重年（栃木県中学校長会 会長）
- 副委員長 吉田 眞樹（栃木県高等学校長会 会長）
- 委員 橋本 真己（栃木県中学校体育連盟 会長）
- 委員 大牧 稔（栃木県高等学校体育連盟 会長）
- 委員 三本木 紀子（栃木県中学校文化連盟 会長）
- 委員 佐藤 弘道（栃木県高等学校文化連盟 会長）
- 委員 鈴木 史隆（栃木県吹奏楽連盟 副理事長）
- 委員 井上 直樹（栃木県 PTA 連合会 副会長）
- 委員 内田 光昭（公益財団法人栃木県スポーツ協会 常務理事兼事務局長）
- 委員 坂本 秀男（栃木県スポーツ少年団本部長）
- 委員 伊藤 和彦（栃木県スポーツ推進委員協議会 会長）
- 委員 鈴木 宏明（NPO 法人たかはら那須スポーツクラブ 理事）
- 委員 清水 武治（NPO 法人たぬまアスレチッククラブ クラブマネージャー）
- 委員 野中 洋史（栃木市教育委員会 教育総務課 課長補佐兼指導主事）
- 委員 長島 博（佐野市教育委員会 教育部教育総務課 教育政策係長）

（敬称略、役職は令和8年3月時点）

とちぎ部活動地域展開プラン ～ こどもたちのスポーツ・文化芸術活動の確保・充実に向けて ～

編集・発行 栃木県教育委員会事務局健康体育課
TEL 028-623-3415
栃木県教育委員会事務局生涯学習課
TEL 028-623-3404